

令和5年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第1日目）

令和5年3月9日（木曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（4名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第25号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第4 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第22号 財産の処分について
- 第7 議案第1号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第15号）について
- 第8 議案第2号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第9 議案第3号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第4号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第5号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第6号 令和4年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第13号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第19号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第21号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第7号 令和5年度訓子府町一般会計予算について
- 第19 議案第8号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第20 議案第9号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第21 議案第10号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第22 議案第11号 令和5年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第23 議案第12号 令和5年度訓子府町水道事業会計予算について

○出席議員（9名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	（ 欠 番 ）
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
企 画 財 政 課 業 務 監	本 庄 朋 美 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開会の宣告

○副議長（西山由美子君） 皆さま、おはようございます。

初めに、閉会中に辞職を許可しました議員の報告をいたします。

2月14日付、須河徹議長、以上、1名の議員の辞職を許可しました。また、これにより、議長を欠くことになりましたので、その取り扱いについて、2月14日開催の全議員による協議において、4月30日までの任期中は副議長が議長を代行することといたしましたので、ご報告いたします。

なお、現在の議員数は9名です。本日の出席議員は9名です。よって、地方自治法第113条の規定により、本日の会議は成立しますので、ただいまより、令和5年第1回訓子府町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○副議長（西山由美子君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒など、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

また、新年度予算議案等、提案理由の説明が長時間にわたる説明員につきましては、提案理由の説明中に自席で水を飲むことを許したいと思いますので、議員、説明員のご理解をお願いいたします。

なお、企画財政課篠田課長の方から発言の際、首を痛めているため、マイクの関係上、立って発言することができないこと座って発言することをご了承いただきたいと思いません。

◎諸般の報告

○副議長（西山由美子君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（石岡宏造君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が27件であります。その他、副議長からの報告が3件でございます。

以上でございます。

○副議長（西山由美子君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（西山由美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、副議長において、2番、西森信夫君、3番、山田日出夫君、4番、仁木義人君、7番、泉愉美君を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（西山由美子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの12日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○副議長（西山由美子君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございしますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、副議長からのお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

去る2月5日、午前11時50分に前訓子府町長の深見定雄氏のご逝去されました。平成3年5月の就任から平成19年4月までの4期16年もの長きにわたり訓子府町長の重責を担われ、まさに訓子府町の礎を築かれたお一人でございます。ここに謹んで哀悼の意を表するものでございます。

また、本定例会は、議員の皆さまや私にとりましては、最後の定例議会になりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本定例町議会に提案しております議案等の概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

初めに、人事案件でございます。

オホーツク町村会公平委員会委員選任につきまして同意を求めるものでございます。

次に、各会計の予算補正でございます。

一般会計の補正内容としましては、燃料費、電気代等の高騰による需用費の追加補正と事務事業の実績、あるいは精算による整理予算、さらに今年度実施が見込まれる大型事業や地方債借入に伴う将来負担などに備えての基金積立なども含めて提案させていただいております。

歳入では、農業用施設災害復旧費補助金の追加をはじめ、個人住民税、普通交付税、町有林産物売払収入の追加のほか、各種交付金、事業確定に伴う国、道支出金、町債の減額。

歳出では、原油高騰の影響による各施設の燃料費、光熱水費の追加のほか、将来の公債費負担に備えた減債基金や将来の大型事業へ備えるための各種基金積立金を追加。事業中止、縮小などによる整理予算を減額し、歳入歳出それぞれ1億309万8千円の減額を提案させていただいております。

また、事業費を令和5年度に繰り越して使用するため、農地災害復旧助成事業、道路災害復旧事業、河川災害復旧事業などの繰越明許費の補正を提案させていただいております。

次に、特別会計、事業会計についてであります。

国民健康保険特別会計につきましては、国民保険税の減額、基金繰入金の増額ほか、保険給付費の増額により、歳入歳出それぞれ75万3千円の追加補正を提案させていただいております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療保険料の追加、一般会計繰入金の減額などによって、歳入歳出それぞれ17万3千円の減額を提案させていただいております。

介護保険特別会計につきましては、介護保険料や国庫負担金、支払基金交付金、各種繰入金などの歳入の減、保険給付費の居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費の減、介護予防サービス給付費の増額のほか、各種事業残を減額し、歳入歳出それぞれ1,842万2千円の減額を提案させていただいております。

下水道事業特別会計につきましては、各種工事の執行残のほか、農業集落排水事業費、個別排水処理施設整備事業費の整理などにより、歳入歳出それぞれ583万1千円の減額を提案させていただいております。

水道事業会計につきましては、予算第3条で定めた資本的収入では、建設改良費の執行残に合わせた企業債補助金を739万7千円の減額、資本的支出では、建設改良費の執行残796万2千円の減額を提案させていただいております。

次に、令和5年度の各会計予算についてですが、一般会計予算と四つの特別会計および水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書として提案させていただいております。

令和5年度は、統一地方選挙の年であり、骨格予算となっておりますが、継続事業をはじめ、年度当初から取り組まなければ町民生活等に影響を及ぼすもの、業務執行に支障が生じるものにつきましては、計上させていただいておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、条例の制定などがございます。

公職選挙法施行令改正に伴い、選挙運動における公費負担の限度額を引き上げるための訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正。

個人情報の保護に関する法律の改正によって必要な事項を規定するため、訓子府町個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定。

同じく、個人情報の保護に関する法律の改正により、情報公開・個人情報保護審査会の役割が見直されることから、訓子府町情報公開・個人情報保護審査会条例の新規制定を。

同じく、個人情報の保護に関する法律の改正によって、所要の改正をするため、訓子府町情報公開条例の一部改正。

行政手続きを電子申請することができるよう訓子府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の新規制定を。

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正するため、第1種会計年度任用職員の給与に関する条例および第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

人事評価結果を勤勉手当に反映させるための必要事項を規定するため、職員の給与に関する条例の一部改正を。

出産育児一時金の額の改定のため、国民健康保険条例の一部改正を。

5件の条例改正と3件の条例の制定を提案させていただいております。

次に、町有林の林産物の処分について、議決を求める提案をさせていただいております。

次に、東2丁目線道路整備に伴う町道路線の廃止と町道路線の認定についての提案。

専決処分の承認について、令和5年1月10日と令和5年2月2日に地方自治法第179条第1項の規定によって、一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

以上、議案26件の詳細につきましては、人事案件を除き、副町長または各担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第1回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第25号

○副議長（西山由美子君） 日程第3、議案第25号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書142ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書142ページ、人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。議案書の142ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてであります。

オホーツク町村公平委員会委員高畑秀美氏は、令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項およびオホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）第3条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

記以下をご覧ください。

新たに選任する委員につきましては、記載しておりますが、選任する委員は北海道網走郡女満別町住吉360番地の4にお住まいの山下英二氏でございます。

山下氏の略歴を紹介させていただきます。

山下氏は昭和35年2月9日生まれで、現在63歳、昭和54年、女満別町役場に奉職され、平成15年6月から平成18年3月まで女満別町長を務められました。平成18年4月に旧女満別町と旧東藻琴村が合併し大空町となってから、令和4年4月まで大空町長を務められております。5期19年の長きにわたり町長として旧女満別町と旧東藻琴村の住民が一体感を持ち、安心して住み続けられるまちづくりに尽力された功績は町民だけではなく、管内の市町村長などからも高く評価されております。また、旧町村の人事行政の統一という困難な課題をまとめ上げた山下氏は、まさに公平委員にふさわしく、選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間でございます。

以上、議案第25号につきまして、ご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより議案第25号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第26号

○副議長(西山由美子君) 日程第4、議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書143ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 議案書の143ページをお開きください。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分は、国の出産子育て・応援交付金事業により、全ての妊婦・子育て家庭がより安心して出産・子育てができるように「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援ギフト」10万円を組み合わせる支援を行うもので、遡及支給する対象者が令和4年4月以降の出生者も含まれるため専決処分したものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和4年度訓子府町一般会計補正予算(第13号)の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万9千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ54億1,365万4千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については、146ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

それでは、147ページの歳出になります。

上の表の4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、出産・子育て応援支援事業の

役務費の通信運搬費では、対象者世帯に対する制度通知と申請にかかる郵送料2千円を計上。

手数料では、口座振込手数料7千円を計上。

扶助費では、対象見込み20人に対して出産・子育て応援ギフトとして一人につき10万円を支給することから出産・子育て応援支援費200万円の計上をするものでございます。

次に、146ページに戻りまして、歳入になります。

上の表の14款、2項、3目、衛生費国庫補助金では、事業費に対する3分の2の補助として妊娠出産子育て支援交付金133万9千円の計上。

その下の表の15款、2項、3目、衛生費道補助金では、事業費に対する6分の1の補助として出産子育て応援事業費補助金33万4千円の計上。

その下の表の19款、1項、1目、繰越金では、この専決処分の補正にあたり財源調整のため33万6千円を追加するものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第27号

○副議長（西山由美子君） 日程第5、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書148ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の148ページをお開きください。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専

決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、給食センター厨房用備品が故障し、調理作業に支障が生じることから、新たに購入するため、専決処分したものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第14号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万9千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ54億1,608万3千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については、151ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

それでは、151ページ、下の表の歳出になります。

10款、6項、3目、給食センター費の事業区分、給食センター維持管理事業の備品購入費の厨房用備品では、フードスライサーが故障し、修繕不能なことから新たに購入するため242万9千円を計上するものです。

次に、上の表の歳入になります。

19款、1項、1目、繰越金では、この専決処分の補正にあたり財源調整のため242万9千円を追加するものでございます。

別に配布しております資料6は、今回の補正にかかる投資的事業の資料となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第 2 2 号

○副議長（西山由美子君） 次に、日程第 6、議案第 2 2 号 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書 1 3 7 ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第 2 2 号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 3 1 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について説明させていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（その 4）であります。

本件の伐採箇所は、柏丘保安林の 4 3 林班 7 2 小班ほか 3. 3 h a でございます。

2 月 6 日執行の入札において、5 社に応札いただいた結果、契約の相手先は、物林株式会社 営業本部 北海道グループ国産材営業部長 秋元直樹氏で契約金額は 1, 2 7 6 万円でございます。

予定価格につきましては 9 8 3 万 6 千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツが 1, 2 9 1. 4 3 4 m³、雑木が 1 2 4. 3 3 0 m³、合計 1, 4 1 5. 7 6 4 m³でございます。

なお、このページに記載までしてはおりませんが、用途別で申し上げますと、用材が 7 5 3. 6 4 7 m³、パルプ材が 6 6 2. 1 1 7 m³となっております。

以上、議案第 2 2 号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1 人 3 回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

2 番、西森信夫君。

○2 番（西森信夫君） 2 番、西森です。この柏丘保安林の 3. 3 h a に関しましては、私のところか見える地区にあります。これに引き続いての林班が南北に延びている林班、同じような樹期だと思うんですが、これはなぜ一緒にやらなかったのか。その理由、ちょっと知りたいです。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、西森議員から質問がありました議員のご自宅の近くの南北の部分についての質問ですけれども、現在この保安林の伐採というのは、普通の町有林とは異なっておりまして、保安林というものは風を防ぐということが一つの目的として、その役割を果たさなきゃならないので、普通の間伐、皆伐とは、切っいい率というのが異なっております。なので、今現在の町の計画の保安林の間伐の状況は今回、ご提案した柏丘よりさらに東側の日出を起点として東西に伐採を今、計画的に実行をしておるといような形なので、日出の部分はご存じかと思っておりますけど、火入れとか行って、来年度、5 年度に植える準備をしているというような形で今は今回ご提案した柏丘の部分の伐採し

てやっているというような状況でございますので、ご理解願います。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長（西山由美子君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、
議案第6号

○副議長（西山由美子君） この際、日程第7、議案第1号、日程第8、議案第2号、日程第9、議案第3号、日程第10、議案第4号、日程第11、議案第5号、日程第12、議案第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第15号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第15号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ1億309万8千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,298万5千円とするものでございます。

第2項にありますように、補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページ、3ページの第1表のとおりであります。これについてはご覧いただくこととし、この後5ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正について定めており、それぞれ第2表および第3表により説明を

させていただきます。

それでは、4ページの第2表 繰越明許費について説明をいたします。

この内容につきましては、46ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

今回の補正は、6款、1項、3目、農業振興費の農地災害復旧助成事業、12款、1項、1目、道路災害復旧費の道路災害復旧事業、12款、1項、2目、河川災害復旧費の河川災害復旧事業の3事業で合計2,090万円を令和5年度に繰り越すものでございます。

なお、農地災害復旧助成事業を除き、今回の補正に伴う変更後の金額となっております。

それぞれの事業の財源内訳、繰り越し理由等につきましては、記載のとおりでございます。

4ページに戻っていただき、下の表、第3表 地方債の補正では、それぞれ事業の確定により起債額が変更となった町道舗装修繕事業を含む8事業で、左側は補正前、右側は補正後の借入限度額となっております。

また、一番下の葬斎場設備更新事業につきましては、過疎対策事業債の配分の調整により起債の借入れを廃止するものでございます。

ここで、47ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。右端の下から3行目にありますように、令和4年度末の現在高見込額は51億4,219万3千円となっております。

続いて、5ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書について、説明をさせていただきますが、主な補正の内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、大部分は、事務事業の実績、あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算になりますので、追加となる主な事業および特別な要因のあるもののみの説明とさせていただきます。

なお、特に今回の減額補正のうち、報償費、旅費、需用費および負担金、補助及び交付金の補正理由の多くには、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等を理由とした会議や事業等の中止による執行見込額の確定でございます。

また、需用費の燃料費および光熱水費につきましては、それぞれ灯油代等の値上がり、電気料金の値上がりにより予算に不足が見込まれることということによる追加となっております。

また、歳入につきましては、説明欄の記述で歳出の補正予算見合いであることが分かるもの、あるいは、単なる執行残見合いによるものなどについては、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承願いたいと思っております。

それでは、最初に、歳出から説明をさせていただきますので、15ページの歳出の事項別明細書をお開きください。

まず、1款、議会費ですが、1款、1項、1目、議会費の事業区分、議会運営費はいずれも執行見込額確定に伴う減額です。

事業区分、事務局費についても同様に執行見込額確定に伴う減額となっております。

次に、2款、総務費です。

その下の表の2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、総務一般管理事業はいずれも執行見込額の確定に伴うものです。

その下の事業区分、庁舎等維持管理事業の需用費の燃料費は灯油の値上がりによりまし

て51万8千円の追加、光熱水費は電気料の値上がりによるもので137万7千円を追加し、合わせて189万5千円の追加。

委託料の電話機器更新業務は執行見込額の確定により134万1千円の減。

備品購入費の施設用備品では、体温測定を目的としたサーマルカメラ購入額の確定により37万9千円の減。

その下の事業区分、職員管理研修事業の報償費では、職員向けの健康講演会を日赤看護大学の無料出前講座としたことから、講師謝礼16万2千円の減。

旅費では、自治大学校などにおける研修の取り止めなど執行見込み額の確定に伴い137万2千円の減、負担金、補助及び交付金も研修の取り止めに伴う会議等負担金37万3千円の減、非常勤職員の加入が見込みより少なかったことから非常勤職員公務災害補償組合負担金10万6千円の減、合わせまして47万9千円の減。

次のページの事業区分、情報管理事業の委託料の行政手続オンライン化システム構築業務は執行見込額確定による減です。

備品購入費は、プリンタ購入等にかかる執行残で31万1千円の減。

その下の事業区分、各種基金積立金では、実績に伴う補正および後年度の財源不足に備えるための積み立てで、財政調整基金積立金では、利子の確定により204万4千円の追加。

減債基金積立金では、後年度の辺地対策事業債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債の公債費償還に充てるための積み立てと利子の確定により8,045万2千円の追加。

ふるさとおもいやり基金積立金では、寄付見込額の減により3,879万5千円の減。

社会資本整備基金積立金では、利子確定と寄付が1件分で31万8千円の追加。

地域活性化基金積立金は、寄付1件等と基金積立利子の確定ならびに今後見込まれるシステム機器等の更新・改修事業などに備え5,780万1千円の追加。

森林環境譲与税基金積立金は、利子確定および森林環境譲与税の見込額の確定によるもので25万9千円の追加。

以上を合わせまして1億207万9千円の追加。

次に、3目、財産管理費の事業区分、町有施設維持管理事業の需用費、修繕料では、教員住宅等が経年劣化により修繕箇所が多くなっていることから38万9千円の追加、光熱水費は、電気料金の値上がりにより7万円の追加で合わせまして45万9千円の追加。

備品購入費の住宅用備品では、経年劣化により備品の交換が必要となったことから3万1千円の追加。

次のページの保安林管理費の事業区分、保安林整備事業（補助）の委託料では、執行見込額確定により220万4千円の減。

事業区分、保安林整備事業（単独）の委託料では、保安林の皆伐限度面積の制限に伴いまして事業面積が減ったことから410万円の減。

その下の8目、企画費の事業区分、企画一般事業の需用費では、執行見込額確定により30万5千円の減。

事業区分、地方交通対策事業の負担金、補助及び交付金のバス通学定期運賃補助金では、定期券の購入が減ったことから91万2千円の減、地域間幹線系統確保維持事業費補助金では、赤字補填等により210万5千円の追加、合わせまして119万3千円の追加。

事業区分、まちづくり推進事業の負担金、補助及び交付金では、まちづくりパワーアップ特別対策事業補助金の執行見込額の確定により31万6千円の減。

その下のふるさと思いやり寄付推進事業では、寄付見込額の減に伴い事業全体で2,494万円の減。

次のページの、事業区分、地域振興事業の負担金、補助及び交付金では、空き家活用定住対策補助金の申請件数が見込みより少なかったことから194万6千円の減。

その下の、事業区分、地域おこし協力隊事業では、地域おこし協力隊が退任したことと参加するイベントの中止等による減で、事業全体で293万4千円の減。

次のページの中段の2款、2項、2目、賦課徴収費、一番下段の表の2款、4項、3目、参議院議員選挙費、次のページの2款、6項、1項、監査委員費につきましては執行見込額の確定による減となっております。

次のページの3款、民生費になります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業、その下の事業区分、地域生活支援事業につきましては、それぞれ利用回数が当初見込みより少なかったことによる減でございます。

その下の事業区分、国民健康保険特別会計繰出金316万2千円の減については、その内容は特別会計の方で説明をいたします。

その下の事業区分、物価高騰等生活支援事業の扶助費では、新型コロナウイルス感染症の影響により原油価格、物価の値上がりの影響が特に大きいと考えられる非課税世帯を支援するため、1世帯当たり3万円を支給したのですが、対象世帯を当初700世帯見込みでしたが、518世帯と少なかったことから546万円の減。

その下の、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の負担金、補助及び交付金の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、電気・ガス等の負担増を踏まえ国の制度を利用し、住民税均等割非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給したのですが、対象者世帯をこちらも当初700世帯見込みでしたが、599世帯と少なかったことから、505万円の減。

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（町単独分）では、住民税所得割が非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給したのですが、対象世帯を当初200世帯見込みでしたが、159世帯と少なかったことから205万円の減。

次のページの、2目、高齢者福祉費、事業区分、高齢者福祉一般事業の需用費の食糧費は敬老祭の中止に伴いまして69万7千円の減。

その下の事業区分、介護保険特別会計の負担金、補助及び交付金の繰出金317万8千円の減につきましては、特別会計の方でその内容を説明します。

事業区分、後期高齢者医療事業の負担金、補助及び交付金では、令和4年度の療養給付費負担額の確定により329万6千円の減。

繰出金の260万4千円の減につきましては、その内容を特別会計の説明の中で行います。

3目、温泉保養センター費、事業区分、温泉保養センター管理運営事業の需用費の光熱水費は、電気料金の値上がりによりまして31万4千円を追加。

次のページの3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子ども医療費助成事業の

扶助費は、医療費の増に伴いまして166万7千円の追加。

その下の事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金では、広域入所利用にかかる施設型利用給付費の精算に伴い47万1千円を追加。

3目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業の扶助費の児童手当費では、見込みより児童数が少なかったことや所得上限が設けられたことにより1,419万円の減。

4目、児童センター費の事業区分、児童センター運営事業の備品購入費はサーマルカメラ購入にかかる執行見込額の確定によるもので12万7千円の減。

5目、子育て支援センター費、事業区分、子育て支援センター運営事業の備品購入費もサーマルカメラ購入にかかる執行見込額の確定によるもので12万7千円の減。

償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金では、令和3年度子ども子育て支援交付金の額の確定に伴い2万8千円を追加。

次に4款、衛生費になります。

4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、妊産婦健康診査事業の委託料の健康診査業務では、受診見込み数の減によりまして91万円の減。

償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金では、令和3年度母子保健医療対策総合支援事業の額の確定に伴い6万6千円を計上。

その下の事業区分、発達支援事業の委託料では、北見市子ども総合支援センターきらりへの通園児の人数の減および利用日数が見込みより減ったことにより59万1千円の減。

次に、2目、予防費の事業区分、健康診査等事業の委託料では、ピロリ菌検査、がん検診等受診者の減に伴い135万8千円の減。

その下の事業区分、予防接種事業の委託料では、風しん抗体検査実施者の減によりまして56万4千円の減。

償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金では、感染症予防事業等補助金の額の確定によりまして20万3千円を追加。

その下の事業区分、子ども予防保健事業の委託料の予防接種業務は、接種者数が見込みより減ったことによりまして93万1千円の減。

その下の事業区分、予防対策事業の委託料の蜂駆除業務では、執行見込額確定によりまして23万7千円の減です。

次のページの事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業の償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金では、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン国庫負担金および国庫補助金額の確定に伴いまして368万1千円を追加。

次に、3目、環境衛生費の事業区分、葬斎場維持管理事業の需用費の燃料費では、灯油の値上がりによりまして25万7千円の追加。

次に、4目、環境対策費の事業区分、地熱エネルギー利用施設維持管理事業の需用費の光熱水費では、電気料金の値上がりに伴いまして42万円の追加です。

次に、6款、農林水産業費になります。

下の表の、6款、1項、1目、農業委員会費の事業区分、農業委員会運営費の旅費は、視察研修の日程の短縮などによりまして78万8千円の減。

事業区分、事務局費の負担金、補助及び交付金の農業担い手対策推進協議会負担金は、出会い事業を対面とオンライン形式の二つの形式での実施に伴いまして経費が抑えられた

ことから40万円の減。

次のページの、3目、農業振興費の事業区分、農業振興対策一般事業の報酬では、会計年度任用職員の経営安定所得対策事業にかかる災害対応等による時間外勤務の増によりまして11万4千円を追加。

事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の農業振興連絡協議会負担金は、事業実績の確定に伴いまして81万6千円の減。

農業振興連絡協議会負担金（北大サテライト）は、コロナの影響による事業中止により9万円の減。

降ひょう被害土づくり対策支援事業補助金は、事業実績の確定に伴いまして481万円の減。

スマート農業利用推進事業補助金は、スマート農業機械導入に伴う、免許資格取得費用に対する負担をすることによりまして、地域の相対的な省力化の実現とスマート農業の普及拡大を図ることを目的とするものです。対象者20名を見込み、補助率3分の1以内とし142万3千円の計上。なお、JAきたみらいからも3分の1の補助がございました。

事業区分、経営所得安定対策直接支払推進事業の委託料では、執行見込の確定によりまして17万3千円の減。

その下の事業区分、農業次世代人材投資事業の負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資資金は、前年の農業所得に応じた変動交付制のため150万円の減。

その下の事業区分、経営継承・発展支援事業の負担金、補助及び交付金の経営継承・発展支援事業補助金では、当初事業実施予定者が11名であったところ、2名の実施者となりまして事業費が確定したことにより900万円の減。

その下の事業区分、スマート農業導入支援事業の負担金、補助及び交付金のスマート農業導入支援事業補助金では、ポストコロナを見据え、生産性向上に資するスマート技術の全国展開に向けて、農業者が行うスマート機械等の共同購入・共同利用、生産条件に合わせた機械のカスタマイズの取り組みなどを推進することを目的とした事業で、3事業主体に農薬散布用ドローンを各1台補助することから、スマート農業導入支援事業補助金267万9千円を追加。

○副議長（西山由美子君） ここで午前10時40分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○副議長（西山由美子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 休憩前に戻りまして、4目、畜産業費の事業区分、畜産振興事業の負担金、補助及び交付金の家畜資質改善対策事業費補助金では、事業実施頭数が当初20頭見込んでおりましたところ2頭となったことから43万8千円の減。

草地植生改善推進事業費補助金では、事業中止に伴いまして70万円の減、飼料高騰対策事業補助金は、対象頭数の減によりまして145万1千円の減で合わせまして258万9千円の減。

次に、5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の北海道土地改良事業団体連合会負担金では、山林川地区、北東地区における線事業の事業量の増により6千円の追加。

道営北見豊郷二地区水利施設等保全高度化事業負担金では、面工事の事業費増により北見市へのパワーアップ負担金分4万5千円の計上。

その他は、各事業費の確定によるもので、合わせまして2,538万5千円の減。

次のページの下水道事業特別会計繰出金の繰出金では、下水道会計の収支不足の縮小により337万8千円の減。

その下の事業区分、農業水路等長寿命化・防災減災事業の委託料は執行見込額の確定によりまして55万2千円の減。

次に、6目、農業交流センター費の事業区分、農業交流センター等管理運営事業の需用費の光熱水費では、電気料金の値上がりに伴いまして62万1千円の追加、工事請負費は執行見込額の確定によるものです。

次に、7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業も執行見込額の確定によるものです。

次のページの下の方の6款、2項、2目、林業振興費の事業区分、民有林振興事業の負担金、補助及び交付金の森林環境保全整備事業補助金では、補助対象地の間伐を国の公共事業の補助事業に振り替えたことにより79万7千円の減。

その下の事業区分、有害鳥獣駆除事業の委託料のエゾシカ等^{ざんし}残滓処理業務では、処理実績の減によりまして99万8千円の減。

負担金、補助及び交付金では、鳥獣被害防止対策協議会負担金は、新規の狩猟免許取得者がいなかったことや、くくりわな購入実績等もなかったことにより62万4千円の減。

次のページの7款、商工費、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の役務費では、新型コロナウイルス感染予防対策生活支援商品券事業および物価高騰対策生活支援商品券事業の対象者数が当初見込みより少なかったことにより35万8千円の減。

委託料も、新型コロナウイルス感染予防対策生活支援商品券事業の対象者が当初見込みより少なかったことにより110万7千円の減。

負担金、補助及び交付金の店舗出店等支援事業補助金では、執行見込額確定に伴いまして300万円の減。

次に、8款、土木費になります。

その下の表の8款、3項、2目、道路維持費の事業区分、町道維持管理事業は、当初予定していた修繕が災害対応となったことから事業全体で779万5千円の減。

3目、橋りょう維持費の事業区分、橋りょう維持管理事業、次のページの8款、4項、1目、河川総務費の事業区分、河川維持管理事業はともに執行残による減でございます。

8款、5項、1目、公園費、事業区分、レクリエーション公園維持管理事業では、公園作業員の雇用人数が確保できなかったことによる減です。

次のページの事業区分、各公園等維持管理事業の需用費、光熱水費は電気料の値上がりによりまして35万7千円の追加。

工事請負費は、執行残により50万3千円の減。

次に、その下の表の、8款、6項、2目、住宅建設費の事業区分、幸栄団地整備事業の

補償、補填及び賠償金では、移転者が見込みより少なかったことから27万円の減。

次に、9款、消防費です。

9款、1項、1目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金では366万3千円の減。内容につきましては、44ページの北見地区消防組合負担金内訳をご覧ください。

まず、上の表の3款、1項、3目、訓子府消防支署費の事業区分、庁用光熱水費および暖房費の需用費、燃料費は、重油の値上がりによりまして24万円の追加。

その下の中段の表、3款、2項、3目、訓子府消防団費から下段の3款、3項、3目の訓子府消防施設費は、それぞれ事業執行見込額確定によるものでございます。

次のページの9款、1項、2目の組合共通経費では、負担金、補助及び交付金で消防本部共通経費の減に伴いまして249万1千円の減です。

次に、34ページに戻っていただき、10款、教育費になります。

10款、1項、1目、教育委員会費の事業区分、教育委員会運営費の報酬では、任期満了に伴う委員の選任が月の途中で重複したことから3万3千円の追加。

旅費は、執行見込額の確定により50万円の減。

2目、事務局費は、執行見込額確定によるものですが、比較的補正額の大きい次のページの事業区分、北海道訓子府高等学校振興事業の負担金、補助及び交付金につきましては、通学支援対策助成の対象者が当初見込みより少なかったことや通学困難区域バス運行費の運行回数の減により372万8千円の減となっております。

3目、スクールバス運行費も執行見込額の確定によるものでございます。

その下の2項、小学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業も執行見込額の確定によるものでございます。

2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の負担金、補助及び交付金はリコーダーコンテストが動画審査に変更になったことから32万5千円の減。

その下の事業区分、就学援助・奨励事業の扶助費は対象生徒数の減により合わせて112万7千円の減。

次のページの3項、中学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業は執行見込額確定によるものでございます。

その下の、学校維持管理事業の需用費の燃料費は、重油の使用量等の減によりまして80万5千円の減、光熱水費では、電気料金の値上がりに伴い158万2千円を追加し、合わせまして77万7千円の追加。

その下の事業区分、臨時講師配置事業につきましては、執行見込額の確定によるものです。

次に、2目、教育振興費の事業区分、就学援助・奨励事業の扶助費は、対象生徒数の減によりまして、合わせて164万円の減。

その下の次のページにもまたがりませんが、10款、4項、1目、こども園費は執行見込額の確定による減です。

その下の表の10款、5項、1目、社会教育総務費も執行見込額の確定による減。

次のページの2目、公民館費の事業区分、公民館維持管理事業の需用費の燃料費では、重油の値上がりと使用量の増に伴いまして77万円の追加。

修繕料では、老朽化に伴い重油給油管、非常誘導灯、ロビートップライトウレタン防水

加工など修繕が生じることから61万円の追加、合わせまして138万円の追加。

次に、3目、図書館費の事業区分、図書館維持管理事業の需用費の光熱水費では、電気料の値上がりによりまして5万円を追加。

次に、その下の表の10款、6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業は執行見込額の確定による減です。

次のページの2目、体育施設費の事業区分、スポーツセンター維持管理事業の需用費、光熱水費も電気料金の値上がりによりまして52万円を追加。

その下の事業区分、温水プール維持管理事業の需用費の燃料費につきましても、重油の値上がりによりまして40万円の追加。

修繕料では、老朽化に伴い給水配管の修繕が必要なため17万6千円の追加で合わせまして57万6千円の追加。

その下の事業区分、屋内ゲートボール場維持管理事業の需用費の燃料費は灯油の値上がりによりまして20万円の追加。

その下の事業区分、屋外運動施設維持管理事業の需用費の光熱水費も電気料の値上がりによりまして23万円の追加。

次に、3目、給食センター費の事業区分、給食センター維持管理事業の需用費の燃料費は重油の値上がりに伴いまして37万8千円の追加。

修繕料では、検品室シャッターが経年劣化により故障し修繕するもので35万2千円の追加、合わせまして73万円の追加。

次のページの11款、公債費、1項、1目、元金の事業区分、長期債元金償還では、元利均等払いの起債の利率の見直しにより元金39万9千円の追加。

次に、2目、利子の事業区分、長期債利子償還では、前年度借入起債の償還利率が見込んでいたよりも上がったことにより45万円の追加。

その下の表の、12款、1項、1目、道路災害復旧費の事業区分、道路災害復旧事業の委託料の道路側溝清掃業務では、北海道開発局の災害対応の路面清掃などにより300万円の減。

使用料及び賃借料、工事請負費は、執行見込額の確定による減です。

次のページの2目、河川災害復旧費の事業区分、河川災害復旧事業の工事請負費では、被災箇所8か所全てを工事発注予定しておりましたが、一部直営で修繕をしたことで事業費を減らせたことにより540万円の減。

原材料費は、執行見込額の確定による減です。

その下の表の12款、2項、1目、農業用施設災害復旧費は、概算事業費確定に伴う減です。

次のページの13款、給与費、1項、1目、給与費の事業区分、職員給与費では、退職手当組合負担金の負担率が下がったことに伴う減額となっております。

48と49ページの給与費明細書につきましては、今回の補正に伴う内容となっております。

次に、5ページ、歳入になります。5ページをお開きください。

一番上の表の1款、1項、1目、個人では、農業所得および専従者にかかる給与所得が当初見込みよりも増加したため、現年課税分5,722万8千円の追加。

次に、2番目の表、2款、3項、1目、森林環境譲与税では、税の算定結果に基づきまして25万9千円の追加。

次に、3番目の表、10款、1項、1目、地方交付税では、普通交付税額の再算定を含む交付決定に伴い1億5,569万7千円を追加。

次に、一番下の表の12款、1項、1目、農林水産業費分担金では、現年分の各事業費の確定に伴う減です。

2項、2目、農林水産業費負担金も現年分の事業費確定に伴う減でございます。

次に、一番下段の13款、1項、4目、農業使用料の牧場使用料では、受け入れ頭数の減によりまして256万1千円の減。

6目、土木使用料では、退去による公募期間や修繕期間の増加等に伴い277万5千円の減。

次のページの14款、1項、1目、民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金では、障害児通所給付費等の減に伴う負担金の減。

その下の国民健康保険基盤安定負担金では、保険者支援分および未就学児均等割に対する負担金の確定により90万5千円の追加。

その下の児童手当負担金では、事業費の確定に伴う減。

その下の介護保険低所得者保険料軽減負担金では、保険料の軽減対象額の実績に伴う減、合わせまして617万5千円の減。

その下の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は事業費確定に伴い92万7千円の減。

次に、2目、民生費国庫補助金の障害者福祉費補助金は、移動支援事業および訪問入浴サービス事業の利用者の減により45万円の減。子育て世帯臨時特別給付金事業は、事業実績に伴いまして512万9千円の減。合わせまして557万9千円の減。

その下の4目、土木費国庫補助金の公営住宅整備事業費補助金も対象事業費および交付率の確定に伴い235万1千円の追加。

次のページの、教育費国庫補助金の特別支援教育就学奨励費補助金では、小、中学校それぞれ補助対象者の減です。

その下の表の14款、3項、1目、総務費委託金の参議院議員選挙委託金では、執行経費の確定に伴う減。

次に、その下の15款、1項、1目、民生費道負担金の障害者福祉費負担金は、国庫負担金に連動し減、国民健康保険基盤安定負担金は、保険料軽減分、保険者支援分、未就学児均等割り保険料負担金の確定による減です。

次のページの後期高齢者医療保険基盤安定拠出金は、低所得者等の保険料軽減について道と町で負担するもので拠出金額の確定に伴う減。

その下の児童手当負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、それぞれ国庫負担金に連動し負担金の減。

その下の表の15款、2項、2目、民生費道補助金の障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業費の実績確定による減です。

多子世帯保育料軽減支援事業費補助金では、第2子目以降の3歳未満児入所数の増に伴い186万7千円を追加。

次に、4目、農林水産業費道補助金は、次のページまたがりませんが、今回補正したスマート農業導入支援補助金事業は、事業費同額の267万9千円を追加、その他につきましては、いずれも対象事業費確定に伴う減となっております。

次に、6目、災害復旧費道補助金の農業用施設災害復旧費補助金は、事業費および増嵩申請による補助率の確定、調査設計委託費が補助対象となったことによるもので、西訓川、豊坂川、協成川、各災害復旧事業および調査設計委託費分を合わせまして2,059万6千円の追加。

その下の表の16款、1項、2目、利子及び配当金では、各基金利子確定により205万1千円の追加。

次のページの16款、2項、1目、生産物売払収入の町有林産物売払収入では、出材積の増および販売単価の上昇に伴い2,078万4千円を追加。

保安林産物売払収入では、伐採面積の減に伴い出材積が減となったことから644万1千円の減で、合わせまして1,434万3千円の追加。

3目、物品売払収入では、図書館除籍図書等の売払い収入9千円を追加。

その下の中段の表の17款、1項、2目、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金は寄付実績を見込み3,879万5千円の減。

企業版ふるさと納税寄付金では、地方公共団体が地方創生のために実施する取り組みに対して受けることができる寄付になりますが、9件の企業から寄付があったことから850万円を計上で、合わせまして3,029万5千円の減。

3目、民生費寄付金では、1件の寄付があり31万6千円を追加。

4目、教育費寄付金でも、1件の寄付があったことから1万円を追加。

次に、下の表の18款、1項、1目の財政調整基金繰入金は、今回、補正予算一般財源の調整により2億5,681万2千円を減。

次のページの3目、産業後継者育成基金繰入金から、8目、森林環境譲与税基金繰入金につきましては、充当事業費確定によるものでございます。

次に、その下の表の18款、2項、1目、後期高齢者医療特別会計繰入金では、制度にかかる広報掲載によりまして3万2千円の追加。

2目、介護保険特別会計繰入金では、繰入金対象事業費の確定により46万4千円の追加。

次のページの、一番上の表、19款、1項、1目の繰越金は、前年度繰越金の留保分の追加となります。

その下の中段の表、20款、5項、5目、雑入の各種事業等参加負担金では、新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由により、オホーツク玉入れ大会等各種事業の縮小や中止により、参加料20万円の減。

市町村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ宝くじ交付金と今年度限り「地域活動推進特別支援交付金」が交付されたことから218万6千円を追加、がん検診等負担金、経営継承・発展支援事業補助金はそれぞれの実績に伴う減です。合わせまして272万8千円の減。

次に、一番下の表、21款、町債につきましては、起債対象事業費が確定したことによる補正でございます。

最後に、別に配布の資料1では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算による基金積立の追加を行った後の一般会計の基金保有見込みは、右側の下から4行目にありますように41億9,371万3千円となっております。

また、資料2につきましては、投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成しましたので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第15号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第2号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書50ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の50ページをお開き願います。

議案第2号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和4年度訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものとし、今回の補正は、第1条にありますように75万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,736万7千円とするものでございます。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、51ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、52ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、52ページの歳入から説明させていただきます。

1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末におけます調定額の状況から推計しまして、1節の医療給付費分現年課税分は1,945万6千円を追加し、3節、後期高齢者支援金分現年課税分は661万5千円を追加、5節、介護納付金分現年課税分についても695万1千円をそれぞれ追加するものです。

2款、1項、1目、保険給付費等交付金の1節、普通交付金につきましては、1月末におけます歳出の2款、保険給付費の決算見込額により446万3千円を追加するものでございます。

3款、1項、1目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子1千円を追加するものです。

53ページになります。

4款、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、前期高齢者交付金等の返還分として予算計上しておりましたが、農業所得等が増えたことで税収も増えたことから、国保会計の収支を調整するため3,357万1千円を減額するものでございます。

2項、1目、一般会計繰入金につきましては、金額の確定やそれぞれの決算見込等により、1節の保険基盤安定繰入金は、総額で32万9千円を減額、2節、出産育児一時金繰入金につきましても224万円を減額、3節、財政安定化支援事業繰入金につきましては18万4千円を、4節、その他一般会計繰入金につきましては、40万9千円をそれぞれ減額するものでございます。

54ページの歳出になります。

1 款、1 項、1 目、一般管理費の 8 節、旅費につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、会議の中止、また、リモートによる会議となったことから 25 万 1 千円を減額、24 節、積立金につきましては、財政調整基金積立金および基金利子の額が確定しましたので 18 万 3 千円を減額するものです。

これにより、別紙の資料 1 の基金の保有状況（見込）をご覧くださいと思いますけれども、表の下から 3 段目になります。国保財政調整基金の令和 4 年度末の基金保有額は 6,450 万 7 千円となる見込みでございます。

54 ページの方に戻りまして、2 款、1 項、1 目、療養給付費につきましては、1 月末時点での実績見込みにより 422 万 2 千円を追加、2 目、療養費は 59 万 3 千円を減額、2 項、1 目、高額療養費につきましては 419 万 8 千円を追加。

55 ページになりますが、4 項、1 目、出産育児一時金は 336 万円を減額するものです。

3 款、国民健康保険事業費納付金は、北海道に納める納付金額の確定により、1 項、1 目、医療給付費分は 328 万 9 千円を減額、2 項、1 目、後期高齢者支援金等分は 63 万 5 千円を減額。

56 ページになります。

3 項、1 目、介護納付金分は 17 万 4 千円を減額するものでございます。

8 款、1 項、3 目、償還金の 22 節、償還金、利子及び割引料の特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和 3 年度に交付されております特定健康診査等に係る負担金につきまして、実績より超過交付をされておりましたので、この超過交付金分を返還するため 61 万 7 千円を、そして、道支出金返還金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の保険料減免分に対する財政措置として交付されておりました令和 3 年度分の災害等臨時特例補助金の確定によりまして、超過交付分を返還するため 20 万 1 千円、合わせて 81 万 8 千円を追加するものでございます。

以上、令和 4 年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第 3 号 令和 4 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書 57 ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の 57 ページになります。

議案第 3 号 令和 4 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和 4 年度訓子府町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるものとし、今回の補正は、第 1 条にありますように 17 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,902 万 7 千円とするものであります。

2 項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、58 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、59 ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

59 ページの歳入から説明させていただきます。

1 款、1 項、後期高齢者医療保険料につきましては、1 月末におけます調定額の状況か

ら推計しまして、1目の特別徴収保険料は200万7千円を減額し、2目の普通徴収保険料は414万5千円を追加するものであります。

2款、1項、1目、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分の公費負担分の額が確定したことにより185万3千円を減額。

2目の事務費繰入金につきましては、令和3年度の精算に伴い、本年度の広域連合事務費納付金の方が確定したことにより35万6千円の減額と歳出の方で説明いたしますが、一般会計から繰り入れることとしております1款、1項、1目の一般管理費に計上している事務経費13万4千円の減額、特別調整交付金で財政措置されることになりました被保険者証更新にかかる郵送料26万1千円の減額、これらを合わせて75万1千円を減額するものであります。

5款、1項、広域連合補助金、1目、特別調整交付金につきましては、窓口負担割合の変更に伴う制度周知のための広報経費分と今年度は被保険者証を2回交付したことから交付にかかる1回分の経費が補助対象になったことから新たに科目を新設、29万3千円を計上するものであります。

60ページの歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の17節、備品購入費につきましては、後期高齢者システムで使用しているパソコンとプリンタの更新経費であります。予算要求時、新型コロナウイルスの影響で半導体の製造・供給等が滞っている時期で、今後の先行きや価格等への影響も不透明な状況であったことから、定価での予算計上としていたもので、不用額13万4千円を減額するものであります。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金の18節、負担金、補助及び交付金の事務費納付金は、令和3年度の広域連合事務費納付金の精算に伴い35万6千円を減額、保険料等納付金につきましては、後期高齢者医療保険料見込額と保険基盤安定負担金の確定によりまして28万5千円を追加するものでございます。

3款、2項、1目、一般会計繰出金の27節、繰出金につきましては、歳入の5款、広域連合補助金で説明しました制度周知のための広報経費分として交付されます特別調整交付金を充当するもので、一般会計で支出しております町広報誌に制度周知のための記事を掲載していることから、その経費分として3万2千円を追加、一般会計に繰り出しするものであります。

最後に、別に配布しております資料3につきましては、後期高齢者医療特別会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和4年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第4号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書61ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の61ページになります。

議案第4号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和4年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものとし、

今回の補正は、第1条にありますように1, 842万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3, 228万9千円とするものであります。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、62ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、63ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

63ページの歳入から説明いたします。

1款、1項、1目、第1号被保険者保険料につきましては、第6段階から9段階の所得区分の被保険者数の増加と年度途中の資格取得および死亡・転出による保険料の増減等により、特別徴収保険料につきましては278万8千円を追加し、普通徴収保険料につきましては383万8千円を減額するものです。

2款、1項、1目、介護給付費負担金現年度分につきましては、居宅介護サービス費や介護予防サービス費等の保険給付費の1月末見込額により、国の負担割合相当額の258万円を減額するものです。

2項、2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、地域支援事業に要する費用の減額により57万3千円を減額し、

3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、同様の理由で1万9千円を減額するものであります。

64ページになります。

4目、保険者機能強化推進交付金につきましては、交付金額の確定に伴い14万8千円を追加。

5目、介護保険保険者努力支援交付金につきましても、同様の理由により6万8千円を追加するものであります。

6目、特別調整交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度下がった被保険者の介護保険料の減額に対する財政支援で、令和3年度に災害等臨時特例補助金と特別調整交付金から、それぞれ交付を受けておりましたが、どちらも千円未満切り捨てによる交付であったことから、その端数分が交付されることとなり1千円を計上するものであります。

次に、3款、1項、1目、介護給付費交付金につきましては、保険給付費・予防給付費の見込額により416万8千円を減額、

2目、地域支援事業支援交付金につきましては、地域支援事業に要する費用の減額により61万9千円を減額するものです。

4款、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス費や介護予防サービス費等の保険給付費の1月末見込額により、道の負担割合相当額の243万8千円を減額。

65ページになります。

2項、1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、地域支援事業に要する費用の減により28万7千円を。2目、地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、同様の理由で1万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、今年度の介護会計の収支不足分を基金から繰り入れしておりますが374万7千円を減額するものであり

ます。

2項、1目、一般会計繰入金の1節、介護給付費繰入金は、保険給付・予防給付に要する費用の町負担分ではありますが、給付実績見込額の減によりまして193万円を減額。

2節、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金は、地域支援事業に要する費用の町負担分ではありますが、見込額の減により28万6千円を減額。

66ページになります。

3節、地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金につきましても、同じく地域支援事業に要する費用の見込額の減により9千円を減額。

4節、その他一般会計繰入金の事務費繰入金につきましても、事務費用（総務費）の減によりまして67万8千円を減額。

5節、低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階から第3段階までの保険料軽減にかかる国等の負担金額確定により27万5千円を減額するものであります。

7款、1項、1目、2節、その他繰越金につきましても、令和3年度の年度末に納付のありました介護保険料2万5千円を介護給付費準備基金に積み立てるため繰り越しするものであります。

8款、3項、4目、雑入につきましても、令和3年度の成年後見町長申立てに伴う本人費用負担分としまして5千円を追加するものであります。

67ページの歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の8節、旅費ではありますが、各種説明会・研修会が中止、またはリモートによる開催となったことから10万7千円を減額するものです。

3項、2目、認定調査費の12節、委託料の認定調査業務ではありますが、調査件数の減により22万3千円を減額。

4項、1目、趣旨普及費の10節、需用費の消耗品は、介護保険制度のパンフレットを全戸に配布しておりますが、本年度大きな制度改正がなかったことからダイジェスト版での作成となったことによりまして23万円を減額。

5項、1目、計画策定委員会費の11節、役務費の通信運搬費は、アンケート調査の郵送件数の減によりまして11万8千円を減額するものでございます。

68ページになります。

2款、1項、1目、居宅介護サービス給付費につきましても、訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等の利用者数の減によりまして45万9千円を減額。

5目、施設介護サービス給付費につきましても、介護老人福祉施設の利用者の減によりまして1,200万円を減額するものであります。

2款、2項、1目、介護予防サービス給付費につきましても、通所リハビリテーションの利用者数の増によりまして112万4千円を追加するものであります。

次に、3款、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、1月末決算見込み等によりまして、12節、委託料のうち、サービス計画作成業務は20万1千円を減額、18節、負担金、補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費は、通所介護の利用者数の減によりまして200万7千円を減額するものであります。

2目、一般介護予防事業費の7節、報償費は、住民主体の地域での集まりに、歯科衛生士による口腔ケアの取り組み等に関する派遣要望が少なかったことにより、3万7千円を

減額。

69ページになります。

8節、旅費は、新型コロナウイルス感染症の影響で介護予防の研修会がリモート開催となったことから4万5千円を減額するものであります。

2項、1目、総合相談支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会がリモート開催となったことから、8節の旅費3万9千円を減額、18節、負担金、補助及び交付金は、研修会の負担金5千円の減額、27節、繰出金は、1目、総合相談支援事業費、3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、4目の地域包括支援センター運営費、9目の任意事業費の減額によりまして、一般会計に繰り出ししております地域包括支援センター職員の人件費の方に充当分としまして46万4千円を追加するものであります。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の8節、旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により主任介護支援専門員のフォローアップ研修会がリモート開催となったことから3万9千円を減額。

4目、地域包括支援センター運営費の8節、旅費についても意見交換会が中止、研修会がリモート開催となったことから4万5千円を減額するものであります。

6目、認知症総合支援事業費の8節、旅費につきましては、認知症地域支援推進員ネットワーク会議がリモート開催に、認知症カフェの視察が北見市内での視察となったことから4万4千円の減額。

9目、任意事業費の18節、負担金、補助及び交付金につきましては、1月末におけます決算見込みによる家族介護用品購入費助成金33万6千円を減額するものであります。

70ページになります。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、歳入の繰越金で説明しましたが、令和3年度の年度末に介護保険料の納付がありましたので、2万5千円を追加し、準備基金に積み立てるものでございます。

これによりまして、別紙の資料1、基金の保有状況（見込）をご覧くださいと思います。表の下から2段目、介護給付費準備基金の令和4年度末の保有見込額は2,245万8千円となる見込みでございます。

以上、令和4年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第5号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書71ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案書71ページになります。

議案第5号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和4年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、次に定めるものとしまして、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ583万1千円を減額し、歳入歳出をそれぞれ予算総額を2億5,595万8千円とするものであります。

第2項では、歳入歳出予算の補正に関連します区分ごとの金額につきましては、次ペー

ジ、第1表 歳入歳出予算補正によることとしておりますが、その内容につきましては、73ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

第2条の地方債の補正につきましては、同じく72ページの下段の表、第2表 地方債補正によることとしております。変更内容につきましては、それぞれ事業の確定により借入限度額を変更するものです。

なお、起債の方法および利率については、変更ございません。

それでは、73ページの事項別明細書について、説明いたします。

今回の補正につきましては、主に農業集落排水事業と個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴います補正となります。

まず、歳入になります。

3款、1項、1目、国庫補助金、農業集落排水整備更新事業の事業費確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

4款、1項、1目、一般会計繰入金ですが、今回の補正算定により超過となった一般会計からの繰入金を337万8千円減額するものです。

7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、事業費の確定に伴いまして下水道債30万円、過疎債が40万円、合わせまして70万円の減額。

2目、個別排水処理施設整備事業債につきましても事業費の確定により110万円の減額となります。

次に、74ページの歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費22万2千円の減額につきましては、旅費で旅費を伴う会議がコロナ対策のためウェブによる会議になったことから不用額22万2千円を減額。

同じく、2項、1目、農業集落排水管理費181万3千円の減額につきましては、需用費、光熱水費で燃料高騰による電力料金の値上げにより予算不足分100万円を追加、役務費、手数料で汚泥引抜き手数料になりますが、汚泥発生量の減少により44万5千円の減額、委託料、処理施設維持管理業務では、長期継続契約締結による執行残91万円を減額、同じく、委託料、堆肥処理業務では、役務費と同様、汚泥発生量の減少により、堆肥処理料の減少により52万3千円を減額、使用料及び賃借料、車両借上料では、汚泥堆肥処理料の搬出料減により33万5千円を減額、工事請負費では、公共汚水柵設置工事の執行残60万円の減額となっております。同じく、2目、個別排水管理費50万円の減額につきましては、委託料、浄化槽保守点検業務委託料の執行残となっております。

次に、75ページになります。

2款、1項、1目、農業集落排水事業費130万6千円の減額につきましては、委託料で農業集落排水施設機器更新工事に関わる管理業務の契約執行残15万6千円の減額。工事請負費で、同じく、農業集落排水施設機器更新工事の事業費確定に伴う執行残115万円の減額となります。

次に、2目、個別排水施設整備事業202万4千円の減額につきましては、委託料で本年度の浄化槽設置に関わる調査設計業務の確定に伴う執行残5万5千円の減額、工事請負費で個別排水処理浄化槽設置工事費の確定に伴う執行残196万9千円の減額となります。

3項、1項、2目、長期債利子、3万4千円の追加につきましては、令和3年度借り入れ分の利率確定により、不足分が生じたことから3万4千円の追加となるものです。

続きまして、76ページの地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、今回の補正に伴いまして、右端、下から3行目にありますように令和4年度末現在高見込額は6億7,395万5千円となる予定です。

また、別冊の資料4、今回の補正予算に関わります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和4年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第6号 令和4年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書77ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案書77ページをお開きください。

議案第6号 令和4年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1条では、補正予算（第1号）を次のとおり定めることとし、第2条では、水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出の第1款、水道事業費用では、第1項、営業費用を545万5千円減額、第2項、営業費用14万8千円を減額、水道事業費用の総額を1億4,744万2千円とするものです。

次に、第3条では、水道事業会計予算の第4条、収入不足補填額である本文括弧書き中の3,409万3千円を3,352万8千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入では、第1款、資本的収入、第1項、企業債を600万円減額、第2項、補助金を139万7千円減額、資本的収入の総額を1億2,274万円とするものです。支出では、第1款、資本的支出の第1項、建設改良費を796万2千円減額し、資本的支出の総額を1億5,626万8千円とするものです。

次のページ、第4条では、水道事業会計予算の第5条に定めた企業債の各事業ごとの限度額を表のとおり改め、限度額の総額を8,720万円とするものです。

79ページをお開きください。

水道事業会計予算実施計画（説明書）になります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものですが、内容の説明をさせていただきますが、通常の執行残による減額の部分については説明を省略させていただく部分もありますので、あらかじめご了承くださいと思っております。

（1）収益的収入及び支出ですが、収益的支出の第1款、1項、1目、原水及び浄水費につきましては、実績見込みに伴います執行残98万円の減額。

2目、配水及び給水費につきましても実績見込みに伴います執行残400万円の減額となっておりますが、修繕費では、今年度の修繕実績により検満メーター設備整備および施設機械等の修繕の不用額200万円の減額。

材料費では、検満メーター用水道メーター器の購入の入札の結果、購入単価が安価となったことにより200万円の減額となっております。

3目、総係費では、総額で47万5千円の減額ですが、実績および精算に伴う執行残の

減額となります。

次に、2項、営業外費用につきましても、1目、支払利息では、企業債利息で3年度借入利率確定により3万7千円の追加と一時借入金利息では、一借を起こさなかったことにより18万5千円を減額し、合計で14万8千円の減額。

次のページ、(2)資本的収入及び支出ですが、今年度の予定工事が完了し、事業費が確定したことに伴います収入及び支出の補正になります。

まず、収入ですが、1款、1項、1目、建設改良等に充てるための企業債では、老朽管更新事業2件と機器更新事業および基幹管路更新事業の事業費確定に伴いまして、全体で600万円の減額。

2項、2目、国庫補助金では、基幹管路更新事業の今年度事業費確定に伴い139万7千円を減額するものです。

次に、支出です。

1款、1項、1目、施設整備費では、主に、補助事業に伴います事務費の精査と入札執行による委託費の執行残となっており、全体で524万2千円の減額。

2目、施設整備費では、施設改良に関わる委託料および工事費の確定に伴い減額補正です。内容につきましては、委託料では、道道北見白糖線道路横断工調査設計業務の執行残28万円減。工事請負費では、老朽管更新事業および機器更新事業での各工事入札執行残として224万円の減。合計252万円の減額となっております。

3目、固定資産購入費では、水道メーター器の購入の入札の結果、単価が安価となったことにより、執行残20万円を減額するものです。

次に、81ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの一会計期間の現金流れを見るための報告書になっていますが、今回の補正に伴いまして、補正前と比べⅠ 業務活動の当年度純利益で506万3千円の増加。

Ⅱ 投資活動では、有形固定資産の取得による支出が723万9千円減ったことと国庫補助金等の収入が139万7千円減ったことにより、合わせて584万2千円の減少。

Ⅲ 財務活動では、建設改良費等の財源に充てるための企業債の収益で600万円減少したことにより、Ⅳ 資金増加額は544万5千円増加し、Ⅵ 期末残高は6億596万円の予定となっております。

また、別紙資料5では、今回の補正予算に関わります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和4年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長(西山由美子君) ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から一括議題の質疑、討論、採決を行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○副議長(西山由美子君) それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

これより提案理由の説明の終わりました一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、副議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

最初に、議案第1号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。それでは、何点かまとめた形で質問させていただきたいと思います。

まず、初めに、ページ数でいけば11ページになります。これは歳入の関係になるものでありますけれども、11ページの総務費寄付金のことについて、その中のふるさとおもいやり寄付金が3,879万5千円の減額ということで出ておりますが、これは結果論でいけば、これはそれでいいんですけれども、問題はなぜ当初の予算よりも、こんだけの金額が減額になっていったのかという、その要因のようなものをどう捉えておられるのか。これをお聞きしたいと思います。

それから、次の質問ですけれども、ページでいきますと22ページになります。これは歳入の関係になります。22ページの社会福祉総務費のことでもありますけれども、この表の中の下段の方になりますが、これは町独自の支援ということも含めてやってきたものもありますが、物価高騰等生活支援事業、この扶助費546万円の減額補正、それから、続きまして、その下の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業710万円の減額補正、これらについての、これも同じように、なぜ、少なくなったというか減額をすることになったのか、この背景とか要因、これをどのように捉えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。そういうことで、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、3点目になりますけれども、28ページになります。農業費に関わる質問になります。農業費の中の畜産事業費、この中で資料高騰対策事業補助金ということで各種の対策を打っておりますけれども、この減額の中は、これも結果論でいいんですが、それぞれの内訳といいますか、その内容等について、どういうところで当初予算から見て減額になったのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

そして、もう1点で最後にしますけれども、30ページになります。農林商工課の関係でちょっと申し訳ないですが、質問が続くんですが、30ページの下段の林業費の囲みの中でエゾシカの残滓処理の業務、これも減額補正なんですけど、もうちょっと具体的に、エゾシカの頭数、いわゆる処理した頭数等をちょっとお聞きしたいなと思っています。これを対前年と比べてどうだったのかも含めて、ちょっとお聞きをしたいと思っています。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ページ、11ページの17款の総務費寄付金のおもいやり寄付の減額理由になりますけれども、まずですね、令和4年度の予算の積算の考え方からあらためて説明させていただきます。令和4年度につきましては、令和3年度以前ですね、ふるさとチョイスとさとふるという二つのサイトを使ってですね、募集を行ってまいりました。この分につきましては、令和3年度の実績見込み等からですね、二つで6,90

0万7千円という伸びも含めて見込んでおりました。それに加えて楽天とふるなびというサイト、二つのサイトを加えて全部で4サイトで募集を4年度から実施しております。楽天につきましては、これまでの実績がないことから、ふるさとチョイスの9割、ふるなびについては7割で算出、この根拠につきましては、ふるさと納税の事務取扱委託業者の情報を聞き取りながら算定したということになっております。その結果、この8,700万円といった積算をしました。ですが、今回減った要因なんです、これはサイトの事業者等から情報ももらいながらやり取りしているんですが、一つはですね、一番大きいのがですね、今回、資材等の値上がりで返礼品の中で、どうしても値上げをしなくてはならない品目が出まして、そのことがですね、影響したのではないかとというアドバイスがありました。全部ではないんですが、一部のよく出る農産品ですね、農産品の一部で値上げをせざるを得なかったものが、他のサイトで安く出てる方に流れていってしまったのではないかとということになります。それと楽天とふるなびについては今年新規で出店しているものですから、サイト内での認知がちょっと低かったのも影響していたのではないかとといったアドバイスといいますか分析をされております。その結果、今回こういった減額になりました。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 続きまして、2点目のご質問でございます。ページ数、22ページの3款、1項、1目、社会福祉総務費の物価高騰等生活支援事業と住民税非課税世帯等特別臨時給付金事業の扶助費の減額の、減額となった要因というご質問でございました。こちらにつきまして、まず物価高騰の部分ですけども、どちらもですね、一応、対象者を最大数見込んで700人という形で見込んでございました。物価高騰の方で言いますと700人で予算を計上させていただきまして、実質、調査に入りまして、対象者553名の方に申請書の方を郵送させていただいております。結果的に最終的には508人の方が申請いただきまして給付してございます。続きまして、住民税非課税世帯の方でございまして、こちらも国の事業と町単独分の部分でございまして、まず、国の方からいきますと先ほど物価高騰と同じ最大数700名で予算を計上させていただいております。それで最終的に580人が対象ということで、そちらの580名の方に申請書の方を郵送させていただいております。町単独分の方でございまして、こちらも最大数ということで200名で予算計上させていただいております、結果的に159人が対象という形になってございます。ですから、物価高騰でいきますと対象者700人に対して最終的には508名が対象というか申請に来られてますんで、そちらの執行残という形でございます。あと住民税非課税世帯の方で言いますと国の方が700人に対して580名、町単独分の方でいきますと200名に対して159名という方たちに送付してございますんで、そちらの方の執行残という形で今回減額をさせていただいております。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案書28ページになります。飼料高騰対策事業補助金、この減額の中身と内訳を要素別にということなので、ちょっとメモを取っていただきたいんですけども、補正でこの飼料高騰対策の対策を打つということで、最終的な実績の家畜の種類と頭羽数がいくらになったかということをお知らせします。普通の乳用牛のホルスタインの部分については3,092頭の実績になりました。続きまして肉用牛、繁殖雌牛、

この部分が202頭となりました。今度は馬、24か月齢以上、こちらが20頭となりました。採卵鶏、鶏ですね、150日齢以上の成鶏ということで1,135羽、最後に育成専門農家の育成牛12か月齢以上が99頭。最終実績はこうなっております。この制度設計について、冒頭に説明したホルスタインの3,092頭というものは国の対策の対象となった頭数をそのまま助成するというので説明を以前にも差し上げたはずですが。それ以外の部分については、町の独自施策として、ほかの家畜の部分も影響受けている部分を対象とするということで、基本的に10月に何頭飼ってたかというようなことを行いますということでありましたけども、議決を受けて、さらにお金を出す段階でもう一度精度を高めるために、その対象農家に聞き取りを行っております。その上で今、独自対策と申し上げた部分については、10月に予備調査したときより若干全てにおいて5頭、10頭ばかりの余裕分を見越して計上して提案したという背景にございますので、その部分の不用額として今回トータルとして145万が出たということをご理解いただければよろしいかなと思います。

続きまして、30ページ、エゾシカ等残滓処理業務99万8千円の減額の要因、具体的な頭数とか前年比とか、その辺のご質問でしたけども、こちらについては、まず、このエゾシカ残滓処理というのは、ハンターが撃って自分で肉にして解体する部分というのは除かれます。なので、ただ、駆除して、そのままにはしておけないんで、それをちゃんと搬出してしかるべき処理をするという部分の頭数なので、駆除頭数とは異なってまいります。まず駆除頭数から先に申し上げますけども、R3年、前年度が239頭で、今年度が189頭となっております。こちらは広報でもお知らせしております。このエゾシカ残滓処理頭数の今年の実績は98頭となっております。だから189頭の半分ぐらいというようなあたりなんです。なぜこれだけ、予算措置は200頭の部分で予算措置して最終実績98頭なんで、この要因につきましては、基本的にハンターの方の主に主力と申しますとか、主に撃ってたハンターの方がお二人、令和4年度に引退されています。その部分による減少がとても大きいと思われまして、ちょっとハンターの方の育成とか、そういった部分を次年度以降強めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 一つだけ再質問というか、させていただきたいんですが、先ほど社会福祉費の中の、22ページに関わることで、物価高騰等生活支援事業と住民税非課税世帯等の説明をいただきまして、十分その中身については分かりました。もう一つ、ちょっと感じたのは、この議案書を見たときに、何かやっぱりこう、いろんな対策を打って、もったいなかったかなというふうな思いがした訳です。未消化の部分があるということで、これもやっぱりただ軒並みにばらまけばいいというもんでなくて、一定の決まりがあって、それに従って支給するということですから、それはもう十分分かりますけれども、一つは、行ってみれば周知の問題含めて、どうだったのかなど。本当に必要な人のところに届かなかったということはなかったのかどうか。そういう部分も含めた検証というか振り返り、事業の振り返りのようなことというのは、されたのかどうか。もしそういうことはおそらくはないとは思いますが、今後に向けて極めてこう大事な施策でもあったような気がしますんで、十分な配慮をもって執行していただきたいという思いなんですが、

その点について、周知の問題含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ただいま、3款、1項、1目の物価高騰等生活支援事業と住民税非課税世帯等の臨時特別給付金事業の周知の関係と必要な人のところに、この給付金が届いたのかという部分のご質問でございました。まず周知の関係で言いますと今回の部分は対象者をうちの方で把握させていただきまして、対象者の方に通知書を送る。そして、申請をしていただくという形ですんで、当然該当者の方には、そういった通知を出しているんで、該当しますよということは認識されていると思われまして。そして、周知の部分で言いますと広報等でしか周知はしておりませんでしたので、今後ちょっともっと周知、定期的な部分で何か考えたい。期間が1月末と2月末までの申請期間でしたんで、その間に来ていない方、どれぐらいいるのか把握して、そういった方に少しでも多く届けられるように、電話で催促をするといったこともちょっと今後考えさせていただければというふうに思っております。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田日出夫です。ページで言えば27ページをお願いいたします。農業振興費の18節、負担金、補助及び交付金の中段でございますけれども、降ひょう被害土づくりの関係であります。結構な金額が減額されておりますけれども、昨年夏に連続して発生した降ひょう被害の対策であります。年越しの処理もOKというような説明があったかと思っておりますけれども、そのように町は幅広く受け止めようというか、姿勢で臨んだことだと思っております。その中でこの減額を見て、ちょっと今、驚いたんですけれども、見積もりに対する減額の理由、言い方を変えれば対象になるのに補助漏れは起きなかったのか、せっかく町が用意しているのに。それが一つ。

それとこのページの経営継承・発展支援事業補助金、聞き間違いでなければ11名の見積もりに対して実績が2名と聞いたんですけれども、これまたちょっと予算の積算と実績があまりにもかけ離れている。これも今聞いたように減少の理由と本来受け取れる人が取れてないことはないのかをお聞きしたいと思います。

それと一番下、逆にですね、スマート農業導入については、270万弱の増額となっている。何となく補助事業ですね、年度の途中で増えたり減ったりすることはすごく不思議で、増えたことは僕はむしろ評価していいことだと思うんですが、この理由と内容となぜ当初に予算化できなかったのか聞いてみたいと思います。

それともう一つです。42ページ、災害復旧費であります。河川災害復旧費の中で工事請負費、三角の540万、これ非常に結構なこと。これは結構なことだと思います。経費が削減できたんですから。その説明で8か所のうち一部直営、町の直営の対応でできたからということの説明がありました。非常に結構なことだと思って評価したいと思いますけれども、その概要というんですか、直営された内容と箇所をちょっと、簡単に結構です。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） まず、ご質問のありました27ページ、降ひょう被害土づくり対策支援事業補助金という部分で見積もりに対する減額の大幅な理由と、そういっ

たこともありましたので、この辺を説明したいと思います。この土づくり対策は大きく二つの事業からなっております。一つは廃耕後の緑肥の播種の部分の支援、10a当たり2千円。あとはもう1本の柱は単なる廃耕の部分に対する廃耕の手間賃として反当り2千円という事業設計を行っております。その部分でまず実績から申し上げますと廃耕後緑肥播種という部分については、面積にして299.38haの実績になりました。43戸の方が実施されています。これは1千万で設計してましたから、500haということで計画をしておりました。それに対する実績です。もう一つの廃耕経費支援の方も同じ500haで計画しておりましたが、実績は460.1ha、こちらは72戸の方が取り組まれております。これについて、減額の要因というのを申し上げますけども、廃耕の部分はほぼ実績に大体あっているということなので、ちょっと割愛させていただきまして、緑肥はやはり、この緑肥の廃耕をもらった方というのは、玉ネギを廃耕して緑肥をまかれたと。玉ネギだけという形になります。周知漏れとかはなかったのかということもありますけども、こちらについては、もう再三にわたり全農業者を確認をしておりますので周知漏れはないということで考えておりますし、これをやる前に廃耕をした面積というのを特定しましたので、そこからぼってもほぼ間違いはないものということで確信しております。ただし、これだけの差があったというのは、この対策を作っていく上でも、いろいろ論議を呼びましたけども、全部廃耕して緑肥をまくのかというようなこともありました。やはりすぐ作物を潰すということじゃなくて、もうちょっとやっぱり置いてみたらものになるだろうかというような判断、最後まで生産者の方は迷われましたので、こういった形の実績が出てきたということは、ある面、仕方ないかなと思っておりますので、その辺が降ひょう被害の土づくり対策の実績でございます。山田議員、年越しもOKというようなことを言われたんですけど、こちらの部分は畑に対する支援なので、もう一つの農地災害のことかなと思われまして、これはもう年内に終わらせて皆さまに12月までにお金を届けるという目的でやっておりましたので、これでもう完結ということでございます。

続いて、経営継承の事業ですね、こちらにつきまして、経営継承・発展支援事業補助金、今回900万円を減額しております。こちらについては、以前も議会で説明したとおり途中で募集が始まると。年度の途中で募集が始まるような事業でありまして、令和3年1月以降に親から経営を継承した方という形で始まっています。その方々が11名ということで役場に議会で提案したときから用意ドンで始めてまいります。だから一応そのマックスで皆さんをお呼びして事業に乗りますかとか成果目標を達成できるかということの面談を実施して、結果的に2名だということで説明しましたけども、実際3名の方が応募されました。ポイント制で残念ながら1人落選されまして、2名ということになっております。こちらにつきましては、国の事業提案がやっぱり遅いというものもあるんですけども、必ず事業を申し込む前に議会で予算の議決をしていることというのが前提となっている、ちょっと極めて稀な事業になっています。だから今度からもう令和5年度につきましては、大体的見込みで当初からこの部分を予算措置させていただいております。だから計画と実績の乖離は、ある面、仕方がないと思っておりますけども、そういった事業の性格で進めております。

続きまして、スマート農業の部分ですね、スマート農業導入支援事業補助金、こちらについては267万9千円増ということになります。似たような事業をこのページでもう一

つやっていますんで、この今、説明差し上げているのは、国庫補助事業であります。国庫補助事業で一旦私の方で12月補正で初めて提案させていただいた経過があります。そのときは一経営体が事業をやりますということでドローンを入れるんだということで2分の1の補助が当たるという説明をしたかと思えます。今回増額したのは、1次補正、2次補正と数々の補正が国で打たれまして、4次募集で年内ギリギリぐらいで確か募集があったと思えますけども、それで取りまとめを行った結果、三つの経営体が手を挙げてきて、それが採択になったということで、今回の3月に計上しておりますし、同じようにドローンを1台ずつ、計3台導入をされているというようなこと増額です。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 続きまして、ページ数でいくと42ページになります。12款、1項、2目の河川災害復旧費の中の河川災害復旧事業の工事請負費540万、当初計上させていただいていたんですけども、直営でやったということで減額補正させてもらう。そちらの方のある程度、具体的な箇所等の内容というご質問でしたけども、まず、大きいものとしまして、タンノメム川、新井山さんの橋の耕作道が掘られてしまって、傾いていると。こちらの方も工事を出そうと思っております計上しておりました。ただ、相次ぐ降雨により、また被害が拡大する可能性もありましたので、工事を出してる時間がちょっともったいないということで、被害拡大防止のために直営でやらさせていただいたと。あと清住の方でいきますと西31号沿いにありますけども清住川、こちらの方も上からの土砂埋塞がありました。こちらもまた雨がきた場合は土砂埋塞しますので、必ずあふれて畑に被害が起きるとということで、こちらも緊急的に直営でやらさせていただいています。

以上です。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質ありますか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。27ページの先ほど山田議員からも質問ありましたが、ちょっとそれに加えて質問いたします。スマート農業利用促進事業補助金と下の段にありますスマート農業導入支援事業、上段の推進事業補助金はソフト面な内容だったと思いますが、これは具体的にどこがどのようにして応募を募集をしたのか。それと3事業に今回採択されましたが、12月の導入と同じ方なのか。また、所有はどこになるのか。メンテナンス、そういうことはどういうふうになっているのか伺います。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、河端議員からご質問のありました27ページ、まずは中段ぐらいにあるスマート農業利用推進事業補助金142万3千円の部分であります。こちらについては、今回、新規のご提案でして、後で説明する先ほど山田議員から質問された事業とはまったく性格が異なる事業であります。先にこの142万3千円の話をしんですけども、これは実際、令和5年度の予算算定前だったんで、11月ぐらいにきたみらい農協からご相談という形でありまして、農業者のドローンの免許資格、これが今、国の国家資格になるとか、その詳細はこの年度末までまだ見えていない部分ありますけども、そういった部分で、その資格を取得する農業者に対して、きたみらいとしても助成をしたいと。そういったことで1市2町に対しても、それなりの支援をいただけないかとい

うようなお話がありました。この事業の枠組みとしては、今年度から3か年、この3か年というのは訓子府町として事業を起こすスタンスで考えております。3か年の間で継続的にやっていきたいということで考えまして、先ほど免許取得と言いましたけども、今の国家資格までは農薬をまくまではいらなかなということでも考えられて、メーカーさんが実施する講習会とかを受ければ、自分のところでドローンで農薬を散布することはできます。そういった部分の講習代の費用というのがかかるものですから、それが1人当たり、メーカーさんによっては幅がありまして、20万から30万の幅ぐらいでございます。なので、その3分の1助成を町として行うということで、急ぎょ今回の部分については、令和4年度のこと、もう令和4年度は終わりかけなんで、遡及して助成対象にしてやっていくというような中身で進めております。今年の対象人数は20名ということで想定してこの予算取りをしております。申し上げたとおり、この事業は来年度、再来年度まで継続して行っていきたいということで急ぎょ新規として提案させていただいた事業であります。

もう一つの27ページの最下段にあるスマート農業導入支援事業補助金、先ほど三つが採択されたと言われたことは、この事業かと思えますけども、こちらについては、事業要件として、ドローンだけじゃないんですけど、スマート農業の機械を共同で入れるということで応募された方に対して補助をするもの。だから、私とあと1人でペアになって、私が申請して補助採択を受けるというような形になります。だから、機械の所有は基本にお二人のものということになりますし、購入とかで導入されますんで、全部、所有からメンテまで、その人たちでやるというような形になります。三つとも同じかというようなことも確か話されてたかと思えますけども、今回12月に提案された1台のドローンと今回採択される3台のドローンはいずれも同じ機種が選ばれております。だから基本的に今、ドローンの機種というのは大体そこがよろしいのかなと。そのメーカーがというのがありますが、そういったことで導入が進んでいるところです。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。22ページの民生費、3款、1項、1目の中の地域生活支援事業、委託料の60万の減額とそれから、扶助費の30万の減額になっているわけですが、これは利用回数減のためという説明を確か受けたんですが、この中身をお知らせ願いたいと思います。

続いて25ページの4款、1項、2目の健康診査等事業、委託料の検診業務、これががん検診だと思うんですが、がん検診が減って減額、135万8千円という報告があったような気がするんですが、ここの中身もお知らせをしてほしいと思います。

それともう1点、28ページの6款、1項、4目の畜産業費の中の家畜資質改善対策事業費補助金、これ具体的な、こういう補助名が付いているんですが、具体的にどのような内容の補助なのか、それからこれの減額されているということで、中身をお知らせ願いたいと思います。

以上、3点お願いします。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ただいま、西森議員からページ数、22ページ、3款、

1項、1目、地域生活支援事業費の委託料の減額と扶助費の減額、こちらの減額の中身、それとページ数、25ページ、4款、1項、2目、検診の費用の減の内容のご質問をいただきました。

まず、1点目の3款、1項、1目の生活支援事業費のまず委託料、移動支援業務の部分の減ですけども、今回60万円の減額をさせていただいてございます。補正予算説明のときにもお話したとおり利用回数の減ということでございます。こちら移動支援事業の方ですけども、身体介護ありの方が5人、身体介護なしの方が7人、計12人が登録されている形になってございます。当初の部分で言いますと、合わせまして620時間ほど使用するという部分で予算計上をさせていただいてございました。でも実際、決算見込みを見ますと263時間程度という形で済むだろうということで減額させていただいてございます。

続きまして、扶助費の部分でございまして、こちら訪問入浴サービス費助成の部分、30万円減となっておりますけども、こちらですけども、当初145万5千円、1人分で年間100回ほど使用するという部分で予算計上させていただいてございます。週2回ほど利用するという形で計上させていただいてございます。利用者がお一人いたんですけども、この方が年度途中で施設の方に入居されまして、利用がなくなったということで、今回、30万円の減額という形を取らせていただいております。

続きまして、ページ数、25ページ、4款、1項、2目、予防費の健康診査等事業の委託料の減額、今回135万8千円の減額をさせていただいてございます。こちらの減額の内容でございます。まずですね、こちら健康診査業務とがん検診等の業務、二つの業務をみてございます。まず健診の方ですけども、こちら町民健診と後期高齢者の健診の部分を見てございますけども、こちら町民健診の方は若干減ったんですけども、後期高齢者の部分が元々115人ほど予定してたものが147人で、検診業務の方は23万5千円ほど不足するという形になってございます。検診業務の方でございまして、こちらがん検診等が先ほど言ったように減少したという理由になってございます。主なもので言いますと子宮がん検診が165人から110人、胃がんの方が530人から450人、ピロリ菌が50人から13人、肺ヘリカルCTの部分が50人から33人ほどという形の検診数でしたので、今回減額させていただいております。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 続いて28ページ、家畜資質改善対策事業費補助金の減額の理由と中身についてというご質問がございました。こちらにつきましては、家畜資質と名前が付いておりますけど、和牛振興のための事業であります。和牛振興のために優良繁殖の雌牛を導入すると。確保するという目的で取り組んだ農家に対する支援を行っております。こちらについては計画が20頭ということで組んでおりましたけども、実績が2頭にとどまっております。その要因として、ご存じのとおり飼料高騰で和牛を導入するというような部分まで酪農全体がちょっと先行き不安な状況がありますので、状況がよろしくなかったということで2戸の方が取り組んで、それぞれ1頭ずつの実績にとどまったということでございます。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。何点か質問させていただきます。

16ページ、2款、1項、1目の委託料、電話機器更新業務ですが、これの説明の資料になりますと85台から90台に増えているんですが、減額になっています。見積もり等で下がったのかもしれませんが、その台数が増えたんですが下がっている理由を伺います。

また、17ページです。情報管理事業、一番上ですね、委託料、行政手続オンライン化システム構築業務ですが、こちらも当初予算で900万のところ2割ほど下がり185万2千円の減額になっていますが、何か業務的に必要ないものがあつたのか、どのようにしてこの減額になつたのかを伺います。

また、24ページ、3款、2項、1目、児童福祉総務費の中の子ども医療費助成事業が166万7千円ほど増加しておりますが、子どもが病気にかつたのか、けがが多かつたのかなと思つますが、小学校、中学校、そのほかの子ども含めて、入院が増えたのか通院が増えたのか、どこら辺の子どもたちが通院したのかを分かれば教えていただきたいと思つます。

また、45ページ、9款、1項、2目ですね、組合共通経費の中の共通経費として249万1千円が減額となっておりますが、この、消防本部の共通経費だと思つますが、全体的にどなたところが減額になつたのか伺つたいと思つます。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） まず、議案書16ページ、中段の庁舎等維持管理事業の電話機器更新業務の減額の中身でございます。確かに議員おっしゃるとおり電話台数5台ほど増やしていただいたんですけども、電話機自体の単価については、それほど高くないものですから、その予定していた予算の中で賄えるだろうということで、この減額につきましては、単純な入札の執行残ということで考えていただければよろしいです。

続きまして、次のページ、17ページの情報管理事業の中の行政手続オンライン化システム構築業務でございます。こちらにつきましては、減額幅、かなり大きいんですけども、当初想定しておりましたサーバーのディスクの容量が少し足りないのではないかとということで、増幅の部分を予算計上させていただいております。予算計上後に国からの仕様の中で、そこまでの容量が必要でないということだったので、その部分を省かせていただつての契約ということで、その分、金額が下がつての185万2千円というふうに考えていただければよろしいと思つます。

続けて45ページでございますね、消防費の中身でございます。9款、1項、2目、組合共通経費の減の内容でございますけれども、組合全体の経費の中で、うちの町で負担する金額なんですけれども、消防本部の在籍にかかる職員の退職手当負担金が少し増えて49万8千円プラスになつたんですけども、昨年から連れてくる予備費というお金があるんですけども、その分が充当されますので、その金額が296万3千円、こちらが減額の対象になりますので、この金額が負担しなくてよつくなつたので減額というふうに考えていただければよろしいと思つます。

以上でございます。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 続いて、ページ数24ページ、3款、2項、1目、児童福祉総務費の子ども医療費助成事業の扶助費、医療費助成の増の要因はというご質問でございます。こちらにつきましては、子ども医療費につきまして、対象者自体は昨年と比較

すると若干少なくなっておりますけれども、減っているということで、診療件数も減ってございますけれども、今回、入院患者が予算では43件ほど見ているんですけども、54件と増えておまして、あと通院にかかる費用も、こちらも診療件数は減ってございますけれども、1回に対する診療費用が高くなっているということで、今回、増額補正をさせていただいております。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号の質疑を許します。議案書50ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号の質疑を許します。議案書57ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。議案書61ページ。

ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 1点お聞きしたいと思います。68ページでございます。中段にあります介護予防サービス給付費、今回の補正予算は総じて整理予算で一部の例外を除いてマイナスの補正をかけておりますけれども、この介護予防サービス給付費112万4千円は増額となっております。これは通所のリハビリテーションの関係と聞きましたけれども、何か特徴的なことがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ページ数、68ページ、2款、2項、1目、介護予防サービス給付費の増の要因でございます。こちら、今、議員おっしゃったとおりですね、通所リハビリステーションへの利用者の増ということで、実績からいきますと令和3年度77人、今年度1月末現在で116人の利用があります。こちらは北見市の施設で送迎をしてくれるようになって増えたということになってございます。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号の質疑を許します。議案書71ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号の質疑を許します。議案書77ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

○副議長（西山由美子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の採決をいたします。

討論のなかった案件について、一括採決をいたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、いずれも原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時10分

○副議長（西山由美子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号
○副議長（西山由美子君） この際、日程第14、議案第13号、日程第15、議案第19号、日程第16、議案第20号、日程第17、議案第21号、日程第18、議案第7号、日程第19、議案第8号、日程第20、議案第9号、日程第21、議案第10号、日程第22、議案第11号、日程第23、議案第12号は、関連する議案なので一括議題といたします。

まず、予算関連議案から提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第13号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書82ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書82ページになります。

議案第13号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年条例第1号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、公職選挙法施行令の改正による選挙運動における公費負担の限度額引き上げに伴いまして、町の条例についても同様に改正するものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

まず、第4条第2項ア中、こちらにつきましては、選挙運動用自動車の借上料の1日当たりの限度額でございます。こちらを「15,800円」を「16,100円」に改める。同号イ、こちらは選挙運動用自動車の燃料代の1日当たりの限度額でございます。こちらを「7,560円」を「7,700円」に改める。

続きまして、第8条中、こちらはビラ、選挙用ビラ1枚当たりの作成単価の上限額でございます。こちらを「7円51銭」から「7円73銭」に改め、それぞれ引き上げる改正をするものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第13号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第19号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書131ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） それでは、議案書131ページになります。

議案第19号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

第1種会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第18号）及び第2種会計

年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、その年の4月1日時点の正職員の期末手当の支給割合を準用するため、今回、各会計年度任用職員の期末手当の支給割合を令和5年4月1日時点の正職員の支給割合に合わせる条例改正をしようとするものでございます。

記以下につきましては、次の132ページの新旧対照表の方でご説明をいたします。

132ページをご覧ください。

上の枠につきましては、議案第1条に規定する第1種会計年度任用職員の給与に関する条例、下の囲みについては、議案第2条に規定する第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正案の新旧対照表となっております。右側が現行、左側が改正案でございます。

まず、上の枠でございます。第1条に規定しております第1種会計年度任用職員の給与に関する条例、第15条中の100分の127.5という割合を100分の120に改めるものでございます。

次の下の枠でございます。第2条に規定する第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、こちらも同様に第15条中の100分の127.5を100分の120に改めるものであります。

前のページに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第19号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書133ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書133ページになります。

議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、職員の勤勉手当の支給割合に人事評価の結果を反映させるための関連規定の改正を行うため、職員の給与に関する条例を改正しようとするものであります。

記以下の説明につきましては、134ページからの新旧対照表によりご説明をいたしますので、ご覧ください。左側が改正案、右側が現行でございます。それぞれ今回、改正する部分については下線を引いてございます。

まず、上段の第16条、こちらは勤勉手当についての規定ですが、第16条第1項に定めていた「基準日以前6箇月以前における直近の当該職員の勤務成績に応じて」という部分を「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の

期間における勤務の状況に応じて」に改め、勤勉手当に人事評価の結果を反映するということができるように規定を改正するものでございます。

次に、中段の同条第2項では、現行は勤勉手当の総額について、一般職員と定年前再任用短時間職員については、それぞれ定率を乗じて得た額を総額の限度額としておりましたけれども、これを勤勉手当総額の限度額を予算に定める額に改めるものでございます。

人事評価の結果反映によって、現状の計算では、総額が限度額を超える可能性が出ることから予算の範囲内と改めるものでございます。

下の第3項でございます。この第3項では、今回削除された第2項第1号に規定していた退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在という説明が今回削除となったため、改正案で第3項の方に移して掲載しているものでございます。

次に、一番下の段落でございます。最下段の第16条の4について、現行、成績率の算定を現行最大で一般職員は100分の155、定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の60を超えない範囲で任命権者が定めることとしておりましたけれども、これを一般職員は100分の100に100分の112を乗じて得た割合を超えない範囲。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、同様に100分の47.5を乗じて得た割合を超えない範囲で共に任命権者が定めるという規定でございます。勤勉手当の成績率については、正職員にあっては、12%を超えないというような規定に替わってございます。

133ページに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第21号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書135ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書135ページをご覧ください。

議案第21号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

下の説明欄にありますように、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の出産育児一時金は基本額40万8千円と加算額1万2千円の合計42万円が支給されておりますけれども、令和3年度の平均出産費用は帝王切開等を除く正常分娩でおおよそ47万円と出産育児一時金の額では足りない状況となっております。社会保障審議会医療保険部会が昨年12月にまとめました議論の整理において、令和4年度全医療施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえまして、出産育児一時金の基本額を現行の40万8千円から8万円引き上げ48万8千円とし、加算額を含めた支給総額を50万円に引き上げるもので

ございます。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

国民健康保険条例の一部を改正する条例。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中、これは出産一時金についての規定でございますが40万8千円を48万8千円に改めるものでございます。

次に、附則です。1項は施行期日についての規定であります。この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

2項は、経過措置の規定であります。施行日前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第21号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） ここで午後2時40分まで休憩をとります。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○副議長（西山由美子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第7号 令和5年度訓子府町一般会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書2ページです。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 議案第7号 令和5年度訓子府町一般会計予算について提案説明をいたします。

内容につきましては、事前にお配りしております別冊の「令和5年度訓子府町各会計予算書」と「令和5年度各会計予算案の説明資料」の2冊によって説明いたします。

また、説明の中で、前年度と表現する部分につきましては、令和4年度を、本年度と表現する部分につきましては、令和5年度を指しておりますので、ご了解願います。

それでは、初めに、各会計予算案の説明資料をご覧願います。

まず、1ページから3ページまでは、予算案の概要について記載しております。

冒頭に記載のとおり本年度は町長改選の年でもあり、町民生活や生産活動に与える影響を考慮した中で、基本的に政策的予算を除く、経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算となっております。

国の地方財政対策についてはご覧いただくこととし、町の予算編成に触れたいと思います。

1ページの中ごろにありますように、本町の令和5年度当初予算は、昨年11月に予算編成方針を策定し、国の地方財政対策も勘案しながら予算編成に取り組んでまいりました。歳出では、各種投資的事業や補助奨励事業も計上するなど、町民生活の実態等を正しく捉え、将来につながる財政運営を継続するという視点にたち、一般会計では、第6次町総合計画の将来像を目指した施策の推進、財政健全化を念頭にいた一般行政経費の縮減、財

源確保見通しに基づく予算規模の設定。

特別会計では、独立採算を基本とした収支均衡に配慮、中長期の見通しによる健全な財政基盤の確保などに特に留意し予算編成にあたりました。

この結果、2ページの表をご覧ください。

一般会計では、対前年度7.5%減の44億7,320万円、以下、一般会計における予算計上の骨子は次のとおりとなっておりますので、ご覧いただくこととし、4ページの款別の歳入、歳出の内訳に移りたいと思います。

1. 一般会計歳入内訳のうち、増減の大きなものとしまして、6款、法人事業税交付金は、前年度交付見込に基づき見積もり、対前年度100%の増。

9款、地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の増を見込み58.5%の増。

12款、分担金及び負担金は、道営農業基盤整備事業の面事業費の減などにより82.8%の減。

17款、寄付金は、ふるさとおもいやり寄付金を前年度と比べ3,200万円少なく見込み36.8%の減。

18款の繰入金については、骨格予算のため、財源不足に充当する財政調整基金の繰り入れが9,697万6千円の減、前年度の消防庁舎通信機器移設と備品整備に対する基金繰り入れが6,500万円減となつてことなど、対前年度40.4%の減。

21款、町債は、消防庁舎等建設事業債および小学校整備事業債、スクールバス更新事業債がなくなったことなどにより、対前年度40.7%と大きく減少しております。

2の一般会計歳出目的別内訳で見ますと、政策色の強い予算は未計上となっておりますので、減額となっている科目が多くなっており、また、9款、消防費で、消防庁舎建設関連事業の終了などにより、対前年度34.4%と大幅に減額となっております。

5ページには、一般会計歳入の自主財源と依存財源の状況、6ページには、一般会計歳出性質別内訳を載せておりますのでご覧いただくこととし、7ページの各会計人件費調に移ります。

一般会計には、特別職3名と一般職101名、合わせて104名分、会計年度任用職員131名分、議員および各種委員分を計上。人件費の合計は表の下にありますが、一般会計で10億8,409万2千円、対前年度1,290万3千円の減となっております。

次に、8ページには、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況を一覧にしたものですが、表の下から4段目の一番右側にありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計の計で40億2,139万8千円となります。

9ページからは、一般会計歳出の投資的事業を、15ページからは、補助奨励費を、19ページからは、扶助費の内訳を、23・24ページには、債務負担行為の本年度支出予定額、25ページには、社会保障財源に充てる引き上げ分の地方消費税交付金の使途を載せてあります。

それから、42・43ページには、投資的事業の実施箇所図を添付しておりますので、ご覧をいただくこととし、これ以降は予算書によって説明してまいります。

それでは、別冊の予算書の2ページをお開き願いたいと思います。

議案第7号 令和5年度訓子府町一般会計予算。

令和5年度訓子府町の一般会計の予算は次に定めるものとし、第1条第1項では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,320万円と定めることとしております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の3ページから12ページにあります第1表 歳入歳出予算によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど事項別明細書の中で説明させていただきます。

次に、2ページに戻っていただきまして、第2条の債務負担行為と第3条の地方債について定めておりますが、これについても後ほど第2表と第3表で説明させていただきます。

次に、第4条では、一時借入金の借り入れ最高額を5億円と定めております。

それでは、13ページをお開きください。

第2表は、債務負担行為の内容を載せておりますが、本年度は5件になります。

1件目のゴミ収集車更新事業ですが、発注後、納車まで2年間かかることから、債務負担行為とするもので、期間は令和5年度から令和7年度までの3年間、限度額については1,738万円。

2件目の季節労働者生活資金貸付金利子補給及び損失補償については、期間は令和5年度から令和6年度までの2年間、限度額は利子補給と損失補償について、それぞれ定めております。

3件目の北海道訓子府高等学校入学生通学支援対策事業は、令和5年度入学生分で、期間は令和5年度から令和7年度までの3年間で限度額1,096万8千円。

4件目の北海道訓子府高等学校修学旅行費支援対策事業は、令和5年度入学生分で、期間を令和5年度から令和6年度までの2年間で限度額は105万円。

最後、5件目のスクールバス更新事業は、期間は令和5年度から令和6年度までの2年間で、限度額は3,179万3千円とするものでございます。

次に、14ページの第3表 地方債では、合計9本の起債の目的、借入限度額、起債の方法、利率、償還方法を載せてあります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法はご覧のとおりですが、限度額の総額は、前年度当初と比べまして1億5,040万円減の2億1,870万円となります。

次に、15ページからは、事項別明細になります。15・16ページは、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これは、ご覧をいただくこととし、17ページ以降の説明に入りたいと思います。

説明にあたりましては、歳入歳出とも新規あるいは特徴的な部分についてのみ説明させていただきますのでご了承願います。

また、制度や積算方法等に変更がなく、単に事業対象人数・件数など、年度により基礎数値が変動するものなど、単純な理由により事業費が増減するものなどは、一部説明を割愛させていただきます。

なお、説明の中で、予算の増減を申し上げますが、前年度、令和4年度当初予算との比較であります。

それでは、歳入の事項別明細書の説明に入ります。17ページをご覧ください。

1款、1項、町民税、1目、個人、1節、現年課税分では、均等割は、納税義務者数28人増の2,398人を見込み、対前年度9万8千円増の839万3千円。

所得割は、平成30年度から前年度までの5年間の平均課税標準額、ただし農業所得は、前年度の課税標準額に農畜産物の販売額の伸び率を乗じて課税標準額を算出し、税率6%を乗じ、収納率99%として計上しております。

譲渡所得も過去5年間の平均課税標準額に税率3%を乗じ、収納率99%として計上。

住宅ローン控除減額分は、前年度実績額に99%を乗じて算定。

この結果、前年度と比べ5,714万円増の2億7,589万1千円。

滞納繰越分40万円も合わせた目全体では5,723万8千円増の2億8,468万4千円を計上。

次に、その下の2目、法人では、均等割では、前年度より法人数12増の103法人分
対前年度42万円増の1,188万円、法人税割では、新型コロナウイルスの影響により
業務成績が下降傾向のため、対前年度、課税標準額で6,392万700円減、税額で
537万円の減を見込み1,061万3千円、目全体では495万円減の2,249万4
千円を計上。

次に、2項、1目、固定資産税の1節、現年課税分は、課税標準見込額で算定した税額
から専用住宅軽減、生活保護等減免、公益利用減免、先端設備軽減分を控除し、さらに9
9%を乗じて算定し、滞納繰越分も合わせた目全体で対前年度401万6千円増の2億3,
537万円を計上。

なお、新型コロナ軽減分178万6千円は、後ほど説明しますが、地方特例交付金で国
から補填されることになっております。

次に、2目の国有資産等所在市町村交付金は、前年度同額の108万3千円を計上。

次に、19ページ、3項、軽自動車税、1目、環境性能割では、課税対象台数を前年度
と比べ約11台増の48,28台を見込み、平均税額2万1,461円を乗じて103万
6千円を計上。

2目、種別割では、前年10月末の課税台数を基に算定し、前年度より93台多い4,
535台分、滞納繰越分も含め、対前年度51万2千円増の2,119万6千円を計上。

次に、4項、1目、町たばこ税は、前年度より10万8千本多い529万2千本を見込
み、対前年度70万8千円増の3,467万3千円を計上。

次に、5項、1目、鉱産税は、年間の産出量を基に算定し69万5千円を計上。

次に、6項、1目、入湯税は、温泉保養センター利用見込人数により算定し、対前年度
5万1千円増の188万4千円を計上。

次に、21ページ、2款、1項、1目、地方揮発油譲与税は、前年度同額の1,800
万円を計上、2項、1目、自動車重量譲与税は、前年度決算見込額と同額の5,500万
円を計上、3項、1目、森林環境譲与税も、前年度決算見込額と同額の488万2千円を
計上。

3款、利子割交付金から5款、株式等譲渡所得割交付金までは、前年度同額計上。

23ページ、6款、1項、1目、法人事業税交付金は、法人住民税法人割の減収補填措
置として交付されるものですが、前年度交付見込を基に対前年度250万円増の500万
円を計上。

7款、地方消費税交付金から9款、1項、1目、地方特例交付金までは前年度同額計上。

9款、2項、1目、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、国

定資産税のところでも説明しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら新規に設備投資を行う中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置に伴う減収分を国が補填するもので178万6千円を計上。

10款、1項、1目、地方交付税は、対前年度1千万円増の22億9千万円を計上。これは、普通交付税で、補正係数および単位費用の改定を見込み個別算定経費および包括算定経費を算定、また過疎債償還費など公債費の増などにより、対前年度1千万円の増額を見込んだことによるものでございます。

なお、26ページの特別交付税については、前年度同額の1億3千万円を計上。

11款、交通安全対策特別交付金は、前年度同額の50万円を計上。

12款、1項、1目、農林水産業費分担金は、道営事業4本分の面事業にかかる受益者分担金で、事業費の減により対前年度4,838万4千円減の675万8千円を計上。

その下の表、2項、1目、民生費負担金、1節、社会福祉費負担金の老人福祉施設負担金では、3名の措置者のうち1名は収入階層1階層のため徴収なし、1名は2階層の新規措置を見込み3か月分で3千円、1名は19階層で月額2万7,500円の12か月分で33万円、合わせて33万3千円を計上。

2節、児童福祉費負担金は、他市町村から本町の認定こども園へ広域入所があった場合の負担金で、上段は市町村負担金で、北見市から4歳児2名を見込み110万5千円、下段は利用者、つまり保護者負担分ですが、対象未満児が出てきたときに備え、科目計上分として1千円を計上。

2目、1節、農業費負担金の道営訓子府中央一期地区水利施設等保全高度化事業負担金9千円、ならびに訓子府中央二期地区の事業負担金1万9千円は、置戸町の受益者分で置戸町が負担することになります。

27ページ、13款、1項、4目、1節、農業施設使用料の牧場使用料は、過去の入牧実績を勘案し、町内牛を100頭減の400頭と見込んだことなどにより、対前年度240万1千円減の1,953万5千円を計上。

6目、3節、住宅使用料では、前年度の調定額を基に収納率を乗じるなどして見込み、節全体で対前年度228万1千円減の7,670万円を計上。

7目、1節、こども園使用料のうち、こども園保育料では、3号認定保育料徴収対象人数を前年度比3名増の6名と見込んだことから260万9千円となり、節全体で対前年度142万7千円増の270万2千円を計上。

下の表、2項、手数料は、29ページに項の計が載っておりますが、前年度とほぼ同額の1,699万6千円を計上。

次に、14款、国庫支出金になります。

1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金の障害者福祉費負担金は、訓練等給付費の増などにより、対前年度268万7千円増の1億896万円を計上。

2節、国民健康保険基盤安定負担金は、前年4月から未就学児の均等割の5割を公費で軽減措置していることから、本年度当初予算に41万1千円を新規計上したことなどにより66万6千円増の776万2千円を計上。

3節、児童手当負担金は、3歳以上の児童数の減少に伴い720万円減の4,140万

円を計上。

5節、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育交付金は、本町から他市町村への委託入所にかかる国からの負担金で、0歳児2名を見込み、国は100分の58.16を負担することから283万3千円を新規計上。

次に、31ページの2項、国庫補助金になります。

1目、1節、総務費補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金は、マイナンバーカードの交付事務に必要な経費に対する補助率10分の10の補助金で57万1千円を新規計上。

前年度計上の社会保障・税番号制度システム整備補助金、ならびに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、本年度未計上となっており、節全体で2,616万6千円減の501万5千円を計上。

3目、1節、保健衛生費補助金のうち、母子保健医療対策総合支援事業補助金は、補助率2分の1で、前年度も計上の産婦健診・産後ケア等分18万3千円と、新たに低所得の妊婦の産科初回受診料助成を行うこととし1万円および3歳児健診の視覚検査に屈折検査を取り入れることとし、その検査機器導入分73万4千円、合わせて92万7千円を計上。

その下の感染症予防事業費等補助金は、前年度科目計上分の1千円の計上でしたが、本年度は風疹抗体検査事業費45万1千円の2分の1、22万5千円を計上。

妊娠出産子育て支援交付金は、妊娠したとき、出産されたとき、それぞれ5万円を支給するもので、20人を想定し、事務費合わせて201万8千円の3分の2、134万5千円を計上。

4目、1節、住宅費補助金、公営住宅整備事業費補助金は、幸栄団地1棟4戸改修、改修工事耐力度調査、動産移転4戸の分として850万3千円を計上。

2節、道路橋りょう費補助金には、大型除雪ロータリー更新に対し4,120万1千円と雪寒指定路線除雪事業に対し110万円、合わせて4,230万1千円を計上。

3項、委託金の計で549万円減となっているのは、1目、2節、選挙費委託金に前年度計上の参議院議員選挙委託金542万2千円がなくなったことなどによるものでございます。

次に、15款、道支出金です。

1項、道負担金では、1目、民生費道負担金の1節、社会福祉費負担金の障害者福祉費負担金が、訓練等給付費の増などにより対前年度134万4千円増の5,448万円となりましたが、34ページの中段にあります4節の児童手当負担金が、児童数の減により対前年度1,800万円減の930万円となるなどの増減があり、1項、道負担金全体で32万1千円減の1億503万円を計上。

下の表の2項、道補助金になります。

1目、1節、総務費補助金の森林環境保全整備事業補助金のうち、町有林では、造林面積、間伐面積の減などにより対前年度466万8千円の減、一方、保安林は、人工造林の新植実施などにより221万5千円増となり、差し引き245万3千円減の1,374万7千円の計上。

36ページになりますけども、一番上の北海道合板製材集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業補助金は、合板・製材工場に原木を低コストかつ安定的に供給する路網整備

に要する経費に対し補助されるもので、常盤町有林の林業専用道開設工事を対象とするもので4,851万円を新規計上。

中段になりますが、3目、1節、保健衛生費補助金の出産・子育て応援事業補助金は、妊娠・出産時それぞれ5万円を支給する事業に対し、6分の1を道が負担するもので、33万6千円を新規計上。

4目、1節、農業費補助金のうち、中段の農業次世代人材投資資金は、前年度2名分でしたが、本年度1名分として150万円を計上。

2行飛びまして、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金は、新井山川耕作橋設置工事に対する交付金で、事業費2千万円の73%、1,460万円を新規計上。

2節、林業費補助金の豊かな森づくり推進事業補助金は、民有林の人工造林に対する道の単独補助で、本年度は301万7千円を計上。

5目、1節、社会教育費補助金の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業費補助金は、放課後の子ども活動ならびに地域学校協働本部事業に対する補助で、本年度は84万4千円を計上。

37ページにかけての3項、委託金は、前年度と同じ内容となっており、項全体で、対前年度24万1千円増の1,483万7千円を計上。

次に、16款、財産収入になります。

1項、2目、1節、利子および配当金のうち財政調整基金利子は、備荒資金組合超過納付金の配分率が前年度の0.27%から0.6%に引き上げとなったことなどから、対前年度264万円増の459万9千円を計上。

2項、1目、1節の生産物売払収入は、町有林皆伐の材積が増、一方、保安林は、間伐による材積が減、節全体では44万2千円の増となっております。

39ページの17款、寄付金になります。

1項、2目、1節、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金については、前年度の実績見込みに基づき、対前年度3,200万円減の5,500万円を計上。

次に、繰入金になります。

1項、基金繰入金のうち、1目、財政調整基金繰入金については、一般会計予算の財源調整分として2,825万4千円を計上。

2目、社会資本整備基金繰入金では、道営山林川地区水利施設整備事業に5千万円など5本の事業に7,402万円を。

3目、産業後継者育成基金繰入金では、農業担い手育成事業補助金に40万円。

4目、地域活性化基金繰入金では、ネットワーク強靱化システム機器更新事業に2千万円、乳幼児の視覚検査機器購入事業に73万4千円、合わせて2,073万4千円を。

5目の鉄道跡地整備等基金繰入金では、バス通学定期運賃補助金に700万円。

6目、減債基金繰入金では、ソフト事業に充てた過疎債、スポーツセンター建設で借入れの過疎債、消防庁舎建設で借入れの緊防債など、交付税措置分を除いた実質の町費負担分の起債償還費に7,476万4千円を。

7目、ふるさとおもいやり基金繰入金では、訓子府福祉会補助金の一部に1,200万円など4本の事業に2,800万円。

8目、森林環境譲与税基金繰入金は、林業振興一般事業に27万7千円、民有林管理推

進事業補助金に213万3千円、森林環境保全整備事業補助金に127万2千円、合わせて368万2千円を繰り入れるものでございます。

次に、2項、他会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計ならびに介護保険特別会計からの繰入金として、合わせて496万8千円を計上。

41ページの19款、繰越金から20款、2項、町預金利子まで、前年度同額を計上しております。

表の四つ目の20款、3項の2目、中小企業振興資金貸付金元利収入は、中小企業に貸し出す運転資金、または設備資金の元利収入ですが、金融機関への預託金を本年度は3千万円から4千万円に増額することに伴い、収入でも1千万円増額計上するものです。

一番下の表の4項、1目、受託事業収入では、1節の後期高齢者医療広域連合受託事業収入には、健康診査や高齢者の保健と介護予防の一体的事業等の事業分として809万9千円を、2節の畜産担い手育成総合整備事業収入には、受益者からの草地整備等事業委託金589万円を計上。

次に、43ページ、5項、5目、雑入のうち、右側の説明欄の上から6行目の市町村振興宝くじ収益金交付金については、前年度収入見込みにより80万円増の410万円を計上。

下から3行目の経営継承・発展支援事業補助金は、地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、その経営を発展させる取り組みを国と町が一体となって支援する事業補助金ですが、国からの分は、全国農業会議所から交付されるため、雑入で受けるもので300万円を新規計上。

次に、21款、1項、町債になります。

説明欄の事業債の後の括弧書きが起債の種類となっており、1目から5目までの事業債は全て過疎債で、合計1億9,770万円、6目、臨時財政対策債は、地方財政計画を基に算定し2,100万円を計上、45ページに項の計がありますが、対前年度1億5,040万円減の2億1,870万円を計上しております。

以上で歳入の説明を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（西山由美子君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日は午前9時30分からです。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時23分